

PARKING

No.253
2026. 1



新年のごあいさつ
令和7年秋季駐車場研修会参加レポート
情報発信「アンテナ」(第26回)
「買上割引情報収集システムの開発・導入」

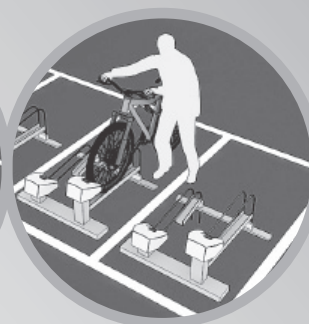
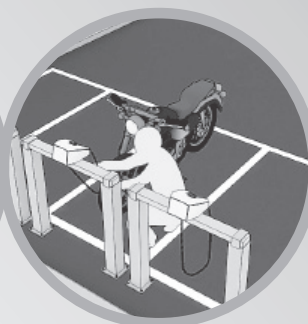
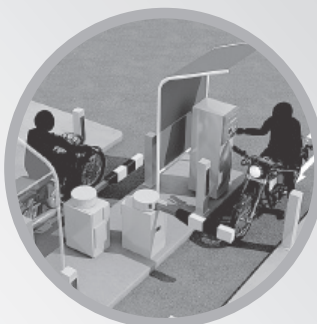


先進技術がつくる、 安心・安全のパーキングシステム

ロック板
システム



車番認識
システム



駐輪・駐バイク
システム



車路管制
システム

* 駐車場の運営管理についても私たちにご相談ください。

創造と信頼で未来をひらく
三菱フレイション株式会社

本社・営業本部

〒108-0075 東京都港区港南1-6-41
芝浦クリスタル品川8階

<https://www.mpcnet.co.jp>

お問合せ先

駐車場システム営業部 ☎03-6712-1732

中部支社 052-961-3557

静岡営業所 054-204-4505

関西支社 06-6484-7206

中四国営業所 082-546-2176

北海道営業所 011-213-7826

九州営業所 092-273-0880

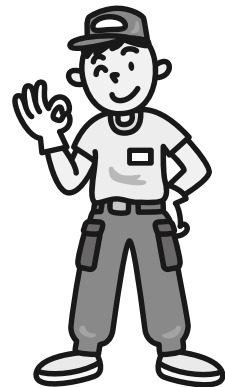
東北営業所 022-216-4615

機械式
**駐車場・駐輪場の
メンテナンス**

・ 定期点検 ・ 緊急出動 ・ 故障修理

- **日本全国OK !!**
- **24時間365日OK !!**
- **大小問わずOK !!**
- **合理的な料金でOK !!**

**遠隔監視システム
での無人管理OK**



一般社団法人東京駐車場協会賛助会員

【お問い合わせ】 **日本駐車場救急サービス株式会社**

パーキングシステムソリューションをご提案、富士ダイナミクス

ご相談

▶ 調査・検討

▶ 企画・検討

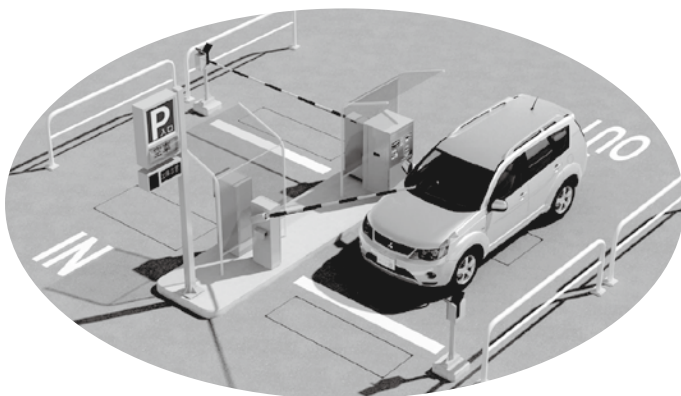
▶ ご提案

▶ ご契約

▶ 製造

▶ 設置・納品

▶ アフターサービス



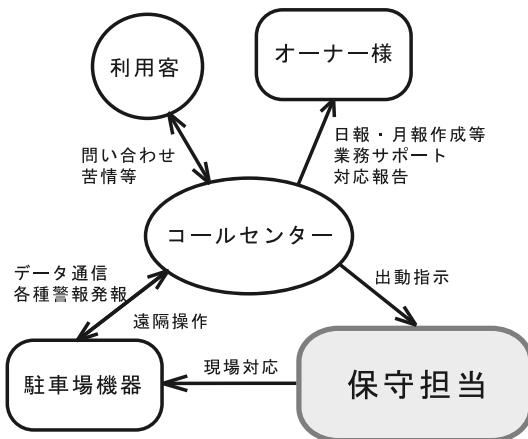
24Hr. 365日対応

駐車場メンテナンスサービス

コールセンターシステム フェイス-

FACE

Fuji-Dynamics Advanced Callcenter in Every way



三菱プレジジョン (株) 代理店

株式会社 富士ダイナミクス

技術/信用/実績でお応えします。

FDC

ホームページ <http://www.fuji-dynamics.co.jp/>

●本社 東京都目黒区青葉台1-28-9
TEL 03 (3793) 5411

●営業本部 東京都目黒区東山1-4-4
目黒東山ビル4階
TEL 03 (3793) 7411

●仙台営業所 仙台市太白区富沢1-11-21
TEL 022 (244) 5461

●名古屋営業所 名古屋市瑞穂区大喜新町1-2-6
ロイヤル牛巻第1 2階
TEL 052 (883) 0700

●大阪営業所 大阪市東淀川区東中島2-9-15
TEL 06 (6325) 2761

●福岡営業所 福岡市博多区中呉服町3-10
勝冶呉服町ビル
TEL 092 (282) 3491

●丸の内サービスセンター 東京都千代田区有楽町1-10-1
有楽町ビル 4階 421
TEL 03 (3287) 0594

●横浜サービスセンター 横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー29階
TEL 045 (224) 2256

●湘南事業所 鎌倉市山崎662-2
TEL 0467 (45) 6867

●湘南サービスセンター 鎌倉市山崎662-2
TEL 0467 (45) 6867

●相模原出張所 相模原市中央区矢部1-3-14
大河原ビル201号室
TEL 042 (730) 6611

●羽田サービスセンター 東京都大田区羽田空港3-3-2
東京国際空港旅客ターミナルビル
三菱プレジジョン株式会社内
TEL 03 (5756) 7245

●さいたま出張所 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-9-1
浦和パーキングセンター内4F
TEL 048 (764) 9290

人とクルマのためのエコ・パーキングシステム

日本信号の 駐車場・駐輪場

「オーナーサポート」「利用者満足度」「環境負荷低減」
安全と信頼のテクノロジーで人・都市・環境を考慮し、
これからのパーキングシステムを考える日本信号。



日本信号エコ・パーキングシステム

- QRコード駐車券
- 省電力表示機器：ハーフLCD
- LED蛍光灯採用表示板
- 太陽光発電駐車場・駐輪場



ゲート式駐車場管理システム



ゲート式駐車場管理システム



パークロック駐車場管理システム



サイクルロック駐輪場管理システム



バイクロック駐車場管理システム



ゲート式自転車・バイク駐輪場管理システム



日本信号株式会社

<http://www.signal.co.jp/>

■AFC事業部 AFC営業部

〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1(新丸の内ビルディング 13階)
PHONE:(03)3217-7373 FAX:(03)3217-7377

■大阪支社 交通システム営業部

〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4(大阪富国生命ビル 8階)
PHONE:(06)6312-3856 FAX:(06)6312-8597

- 本 社 〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1 (新丸の内ビルディング13階)
PHONE:(03)3217-7200 (代) FAX:(03)3217-7300
- 大 阪 支 社 〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4 (大阪富国生命ビル)
PHONE:(06)6312-3851 (代) FAX:(06)6312-8597
- 北 海 道 支 店 〒060-0032 札幌市中央区北二条西3-1 (太陽生命ビル)
PHONE:(011)271-4161 (代) FAX:(011)221-1705
- 東 北 支 店 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-8-13大和証券仙台ビル1F
PHONE:(022)261-8371 (代) FAX:(022)225-4627
- 中 部 支 店 〒430-6740 名古屋市中村区名駅1-1-4 (JRセントラルタワーズ)
PHONE:(052)667-2851 (代) FAX:(052)667-2879
- 九 州 支 店 〒810-0041 福岡市中央区大倉2-4-30 (山崎ビル)
PHONE:(092)777-9175 (代) FAX:(092)714-9177

「全日駐規格・汎用（共通）サービス券」システム

～コンパクトシティ施策の推進・地域活性化に向けて～

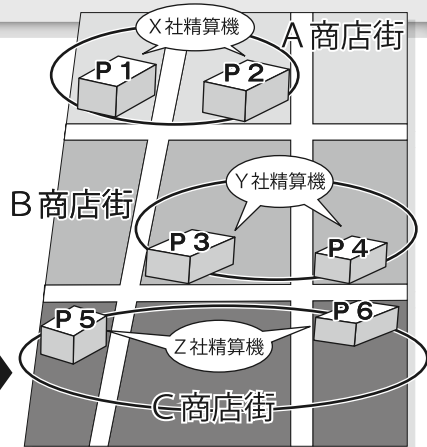
現状の問題点

- 精算機メーカー毎に各社個別の磁気式サービス券を使う必要がある。
- メーカー共通の磁気式サービス券がないため、クーポン券式サービス券を有人対応で使用すると、24H営業・無人化が難しい。

A、B、Cの各商店街はそれぞれ別々のサービス券が必要です

解決

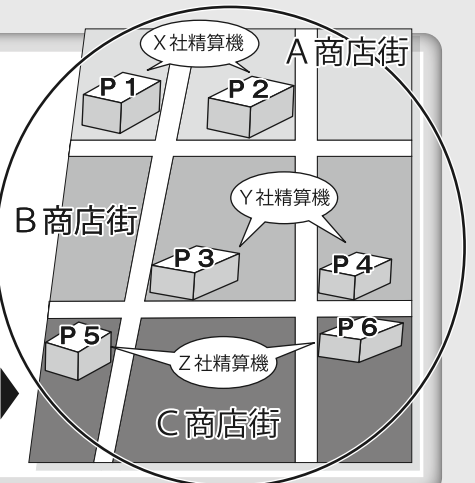
カードリーダーやソフトウェア改修等

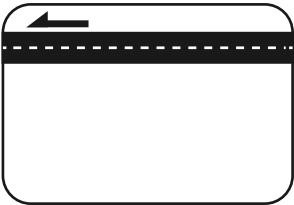
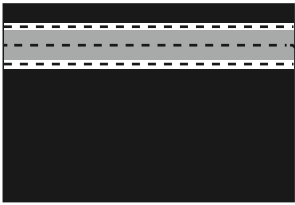


共通サービス券システム

- メーカーが異なる複数の精算機で、汎用（共通）で使える磁気式サービス券です。
- 料金サービスを共通化できます。
- 自動精算機がある場合、24H営業・無人化も可能になります。

A、B、Cの各商店街で発行したサービス券が全ての駐車場で使用できます



現行仕様（制式スペック1）	追加仕様（制式スペック2）
JIS II型相当品	JIS II型相当品
カード上面に磁気記録層ストライプ	カード下面に磁気記録層全面コーティング
	 磁気記録エリア：カード下面

■お問い合わせ先

一般社団法人全日本駐車協会
TEL 03 (3528) 8305

■対応精算機メーカー

アマノ株式会社
日本信号株式会社
三菱プレジジョン株式会社
株式会社サニカ

TEL 045 (439) 1516
TEL 03 (3217) 7373
TEL 03 (6712) 1732
TEL 055 (284) 2413

目 次

PARKING No.253 / 2026・1

目 次 5

□新年のごあいさつ 6

国土交通省都市局 局長

一般社団法人 全日本駐車協会 会長 中田 裕人

木村 恵司

□駐車対策の現状13

警察庁交通局

□令和7年秋季駐車場研修会 参加レポート
.....26

アマノ株式会社 パーキング事業本部

事業企画推進部 商品企画課 課長 岩田 敏

□各地駐車協会総会報告30

高崎駐車場協会

□キャッシュレス決済に関する調査報告書
.....31

一般社団法人全日本駐車協会

□駐車場コラム42

「地域観光経営における駐車場の新たな役割への期待
～迷惑施設から財源を生み出す施設への転換を」
東京都立大学都市環境学部 教授 清水 哲夫

□情報発信「アンテナ」(第26回)

「買上割引情報収集システムの開発・導入」・・45
株式会社銀座パーキングセンター 顧問

松澤 壮一

□各地駐車協会だより50

■埼玉駐車協会の紹介

埼玉駐車協会 会長

中村 茂

□PARKING NOW62

■障害者等用駐車スペースの“適正利用”を実現する次世代運営モデル

～アプリ×ハードで現場課題を解決する

「VEEMO Welfare(ビーモ ウェルフェア)」

VEEMO株式会社 代表取締役 米山 玲男

■全日本駐車協会、東京駐車協会の会員であるランディット株式会社はForbes JAPAN「2026年注目の日本発スタートアップ100選」に選出され、同時に「日本の起業家ランキング〈みずほ〉賞」を受賞しました。

ランディット株式会社 コーポレート本部

副本部長 経営管理ユニットマネージャー

藤野戸 孝史

■団体パーキング保険募集開始について

・「PARKING NOW」掲載情報提供のお願い

□PARKING IN TOKYO70

■一般社団法人東京駐車協会定例理事会報告

■令和8年度第1回定例理事会のご案内

■令和8年度第2回定例理事会のご案内

■令和8年第59回定期総会のご案内

■委員会報告

■諸会議等報告

□事務局だより72

■令和7年事務局長会議報告

■令和8年度第1回理事会のご案内

■令和8年度第2回理事会のご案内

■令和8年第65回通常総会のご案内

■令和8年新春駐車場研修会のご案内

■令和8年春季駐車場研修会のご案内

■新会員のご紹介

ベアポイントアジアパシフィック株式会社

株式会社スペース二十四

■委員会報告

■諸会議等報告

■会員動静

・表紙題材募集のご案内

・全日本駐車協会 会員メールアドレス提供のお願い

□謹賀新年(名刺広告)78

〔表紙〕

文翔館

表紙についてはP.26をご覧ください。

— P R —

アマノ株式会社 P57・裏表紙

日本信号株式会社 P3・P61

日本駐車場救急サービス株式会社 P1・P60

株式会社富士ダイナミクス P2・P56

三菱地所株式会社 裏表紙裏

三菱プレジジョン株式会社 表紙裏・P58

公益社団法人立体駐車場工業会 P59

協会事業のご案内

「全日駐規格・汎用(共通)サービス券」システム P4

駐車場案内標識のご案内 P88

新年のごあいさつ



国土交通省都市局

局 長 中田 裕人

全日本駐車協会の会員の皆様をはじめ、全国の駐車場整備・運営に携わっておられます皆様、あけましておめでとうございます。日頃より、都市行政及び駐車場行政に対し、皆様の深いご理解と多大なご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。令和8年を迎えるに当たりまして、新春のご挨拶を申し上げるとともに、これからの都市局の政策についてご紹介させていただきたいと思っております。

近年、地方部を中心に人口減少が進む中、仕事やまちなかの魅力の不足により、若者の地方離れが深刻化し、地方都市等の生活サービス機能の維持は一層困難になっております。今後のまちづくりにおいては、都市機能の更なる集積の促進、都市の骨格となる公共交通の確保やまちづくりに関する支援施策の充実、取組の裾野拡大や計画の見直し促進等に取り組み、地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる『令和の都市(まち)リノベーション』が重要です。

地域の稼ぐ力を創出しつつ都市の魅力を磨き上げ、令和の時代に合った都市再生を推進し、全国で安全・快適なまちづくりを推進してまいります。

昨今、多くの自然災害が発生し、各地に大きな被害をもたらしております。現地で対応されている皆様方の力添えとなるべく、国土交通省では、被災直後の災害復旧から、復興まちづくり計画の策定、必要なインフラ整備等を強力に推進しております。

東日本大震災の復興に関しては、今年3月で震災発生から15年を迎えます。福島原子力災害の被災地については、大熊町や双葉町など6町村の特定復興再生拠点区域(帰還困難区域の一部)の避難指示が解除され、復興・再生に向けた動きが本格化しております。引き続き、福島県内の復興再生拠点の整備の支援を進めてまいります。

平成28年4月の熊本地震により被害を受けた益城町中心部や、頻発する豪雨災害等の被災地における復興においても、引き続き、被災地の早期復興に向けて支援してまいります。

また、令和6年能登半島地震に関しては、地震発生から2年を迎えます。都市局としては、液状化対策と復興まちづくりを重要な課題として、被災自治体における液状化災害の再発防止に向けた対策の実施や復興まちづくり計画の作成を支援してまいりました。輪島朝市周辺エリアにおいては、復興まちづくり計画に基づく事業が着実に進められております。引き続き、被災地の一日も早い復旧復興に向けた支援を進めてまいります。

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについては、地域公共交通と連携し、「立地適正化計画」により、居住や都市機能を誘導する施策を進めています。昨年7月末時点で、935の市町村が立地適正化計画について具体的な取組を行っており、このうち643の市町村が計画を作成・公表済みです。引き続き、「コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム」による省庁横断的な枠組みを通じて、支援施策の充実、モデル都市等を通じた優れた取組の横展開、取組成果の見える化を進め、市町村の取組を支援してまいります。予算面でも、市町村や民間事業者等が行う都市・居住機能の誘導・整備や公共公益施設の整備、防災力強化の取組等に対し、「都市構造再編集中支援事業」等による総合的・集中的な支援を行っております。

一方、「まちなか」では、官民連携の取組により、市民目線・使う側目線に立って、人間中心の空間に改変し、ゆとりとにぎわいを創出する取組を進めています。都市再生特別措置法に基づき、昨年10月末までに132の自治体が「滞在快適性等向上区域」を設定するとともに、397の自治体がウォークアブルなまちづくりに賛同する「ウォークアブル推進都市」として手を挙げています。引き続き、法律・予算・税制等のパッケージによる支援を行い、人間中心の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進してまいります。

昨今、環境分野では、2050年のカーボンニュートラルや、再生エネルギーへの転換を目指したGX(グリーントランスフォーメーション)が大きな政策課題となっています。都市は、人やモノだけでなくエネルギーが集中する場でもあり、その在り方が中長期的にCO2排出量に影響するため、GXに対する都市行政の取組・貢献には大きな期待が寄せられております。

都市行政としては、①気候変動への緩和策・適応策、②生物多様性の確保、③Well-beingの向上の社会的要請に対応するため、環境に優しい都市構造への変革、都市におけるエネルギーの面的利用の推進、都市緑地の多様な機能の発揮を図る取組を進めるほか、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境づくりを推進してまいります。

更に、政府においては「デジタル社会形成」に向けた取組が進められています。都市局としても、地方公共団体やまちづくり団体、民間企業、大学等の幅広いプレイヤーと連携しつつ、まちづくりDXを強力に推進しています。新技術や官民データの活用により都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る「スマートシティ」については、令和元年から各地の先駆的な取組の支援を行っており、関連府省との連携のもと、「令和7年までに全国100地域でスマ

ートシティを実装」という政府目標の達成に寄与してきました。令和7年度は、スマートシティ実装化支援事業に新たに「戦略的スマートシティ実装タイプ」を追加し、国が定める特定の政策テーマに関連した先進的な都市サービスについて、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業を重点的に支援しております。引き続き、スマートシティの実装を一層推進してまいります。

また、都市局では「Project PLATEAU」として、全国の3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を進めております。引き続き、地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用を支援するほか、「PLATEAUコンソーシアム」を通じて産学官連携を促進し、公共領域及び民間領域における新たなサービスの創出・実装の実現を図ってまいります。

地方都市においては、人口減少、少子高齢化等に加え、ヒト・モノ・カネの域外への流出といった課題を抱え、これらの問題は年々深刻化している状況です。また、歴史的な地域資源や地域のシンボルとなる建築物についても、維持管理の負担等から、その継続的な保全・活用が大きな課題となっていますが、国土交通省としても、このような状況に対応すべく、市町村域を越えた広域的な取組のさらなる推進や産業立地に係る関連都市インフラ整備の推進を行うとともに、地域資源を活かした個性あるまちづくりへの支援の強化を通して地域経済の活性化を推進してまいります。

駐車場政策については、令和4年10月に「まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会」を設置し、今後の駐車場政策のあり方について、有識者や関係団体の皆様を交えて議論を行い、本検討会のとりまとめとして、「持続可能なまちづくりと都市交通の実現に向けた駐車場マネジメントの推進のためのガイドライン」を昨年5月に公表したところです。本ガイドラインにおいては、駐車場について、乗用車用駐車場については余剰が生じている一方、荷さばき車両等に対応した駐車スペースは不足しているなどの車種ごとの需給の不一致や中心市街地への過度な車の流入による渋滞、歩行者の安全性の低下、駐車場設置による景観の悪化、低未利用土地の発生等の外部不経済が発生していることを踏まえ、従来の「受け身の駐車場政策」を転換し、車優先から歩行者、自転車、公共交通など持続可能な交通手段を優先した人間中心の持続可能なまちづくり、都市交通の実現に向けた政策目的達成の手段として、統合的な政策に基づき駐車場をマネジメントしていく「攻めの駐車場政策」に取り組んでいくことへの期待が示されたところです。

最後になりますが、令和9年に横浜で開催されるGREEN×EXPO2027(開催期間令和9年3月19日～9月26日)は、花や緑をはじめ、日本の食や農の魅力、気候変動や生物多様性の損失といった地球環境問題に対する国内の優れた最新技術など持続可能な社会の実現に向けた取組を発信する絶好の機会です。博覧会の成功に向けて、関係府省庁、GREEN×EXPO協会、地元自治体、経済界等とのオールジャパンの体制で、準備を着実に進めてまいります。

今後とも、魅力的なまちづくりを更に進めるためには、まちづくりと連携した駐車場施策が必要であり、全国の駐車場整備・運営に携わっておられます皆様に寄せられる役割や期待も大変大きいと感じております。安全で誰もが使いやすい駐車場を量的・質的な観点から適切に整備していくため、皆様とともに関係者一丸となった取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き格段のご助力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様にとって実り多い一年となりますことを心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



一般社団法人 全日本駐車協会

会 長 木村 恵司

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、常日頃より協会活動にご理解ご協力を賜りありがとうございます。また、国土交通省、警察庁、東京都をはじめ関係機関並びに友好団体の方々には、多方面にわたりご指導を頂いておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。協会を代表し、新年を迎えるに当たっての所感を述べさせていただきます。

【激動する国内外情勢の注視】

昨年末に我が国憲政史上初の女性首相となった高市内閣は、「責任ある積極財政」を掲げ、物価高への対応、中小企業支援、さらには防災・危機管理投資や成長産業への投資といった大型経済対策の実現を目指しております。多くの企業がこの政策に注目し、期待を寄せているとの調査結果もありますが、現実には、足元の経済指標には厳しさも見られ、国内動向、企業行動そして金融市場を俯瞰した場合、総合判断としては「景気後退は回避する見込みで、低成長・横ばい圏で景気は推移するが、下振れリスクに注意が必要」という見方が妥当かと考えております。

一方、国外に目を移すと、国会での台湾有事を想定した高市発言を機に、日中関係については先行きの不透明感が増しております。仮に関係が緊張方向に更に進んだ場合、インバウンド需要の回復の鈍化、観光・物流分野への影響、さらには関連機器や部材の調達面での不安定化など、私どもの業界への波及が懸念されます。また、中東情勢やウクライナを巡る問題に代表される地政学的リスクも依然として世界経済に影を落としています。エネルギー価格の変動や原材料費の上昇、為替の不安定化は、駐車場の建設・運営コストを上昇させ、設備更新計画などに少なからず影響を与える要因となります。さらに、米国における関税政策の動向も無視できず、関税の引き上げや通商政策の変化は、グローバルなサプライチェーンに影響を及ぼし、結果として機器価格の上昇や調達リードタイムの長期化につながる可能性があります。こうした様々な影響や可能性について、業界として情報共有を図り、対応力を高めていくことが重要であると考えております。

【安全・安心な都市インフラとしての使命】

近年顕著となっている気候変動の影響は、都市インフラを支える駐車場のあり方に、新しい課題を突きつけています。全国的に記録的な猛暑や豪雨、局地的な短時間強雨、台風の大規模化・長寿命化など、従来の対策では十分に対応できない自然災害が増加し、都市空間の脆弱性が浮き彫りとなっています。特に、四日市市で発生した地下駐車場の浸水事故は、駐車施設の防災・安全対策の重要性や駐車場における浸水に加え、強風被害、構造体の劣化、電源喪失、避難動線の確保など、多様なリスクが内在している事実を改めて認識させる出来事でありました。被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

【駐車場政策のパラダイムシフト】

こうした我々を取り巻くさまざまな環境の急速な変化の中で、都市インフラを支える駐車場のあり方については、昨年改正されたガイドラインに基づく国土交通省の施策にも対応していく必要があります。新しいガイドラインは、国土交通省都市局にとって「道路政策のパラダイムシフト」を意味しており、今後の都市政策が、「まちづくり」「都市空間の再編」「人中心の公共空間確保」へと軸足を移し、駐車場を都市交通やまちづくり全体の中で戦略的に位置付け、エリア全体で最適化を図る考え方が示されました。

その方向性を踏まえ、今後重視されるであろう主な施策を以下に列挙します。

1) ウォークアブルなまちづくりとの連携

歩行者中心の都市空間の安全・快適性を高める施策と、駐車場配置や運用を調和させる方針の明示。

2) 附置義務制度の見直しと物流・荷さばき機能への対応

宅配や業務車両の増加を踏まえ、荷さばき空間や動線確保など、都市機能を支える実務的視点の強化。

3) 多様なモビリティへの対応

四輪自動車だけでなく、自動二輪や電動キックボードなど、多様な移動手段に対応した駐車政策の強化。

4) GX・DXを見据えた駐車場の高度化

EV対応やデジタル技術による管理・案内の高度化など、環境配慮と効率化を両立させる次世代型駐車場への転換の開始。

5) バリアフリーと安心・安全な道路整備の強化

高齢化や障害者に配慮した交通結節点や道路・駐車場整備の本格化。

6) 環境・脱炭素化、持続可能性との融合

従来の維持管理に加え、照明の省エネ化、舗装材料の見直し、緑化・植栽帯の導入、ヒートアイランド対策など、環境配慮型の道路整備の促進。

【新たな価値の創出へ】

このような都市政策の変化が見込まれる中、駐車場の都市インフラとして果たす役割は、より重要性を増し、有事・災害時には地域の安全拠点ともなり得る等、今後の社会の不確実性に

備え、防災対応、インフラの安全管理、地域との連携をさらに強化する必要があります。加えて、EV(電気自動車)や環境対応、デジタル化、利便性の向上など、駐車場を取り巻く技術や社会の変化も加速しています。こうした変化を「コスト」や「負担」と捉えるのではなく、「新たな価値」の創出と捉え、積極的に取り組むことで、業界全体の持続可能性と社会貢献度を高めていくことも必要と考えております。

本協会としても、本年は、会員の皆さまとのコミュニケーション機会の促進を一段と図ると共に、防災・安全基準も含め、環境対応やDX化に関する情報収集や発信、そして行政や関係団体との対話強化に、これまで以上に力を注いでまいります。

【結びとして】

結びにあたり、丙午の年が示すように、変化の中にも活力と成長の可能性があることを信じ、本年も当協会は、会員の皆様と力を合わせ、課題に正面から向き合いながら、業界の健全な発展に取り組んでまいります。皆様におかれましては、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆さまにとりまして、本年が活力に満ち、実り多き年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

以上

□ 駐車対策の現状

警察庁交通局

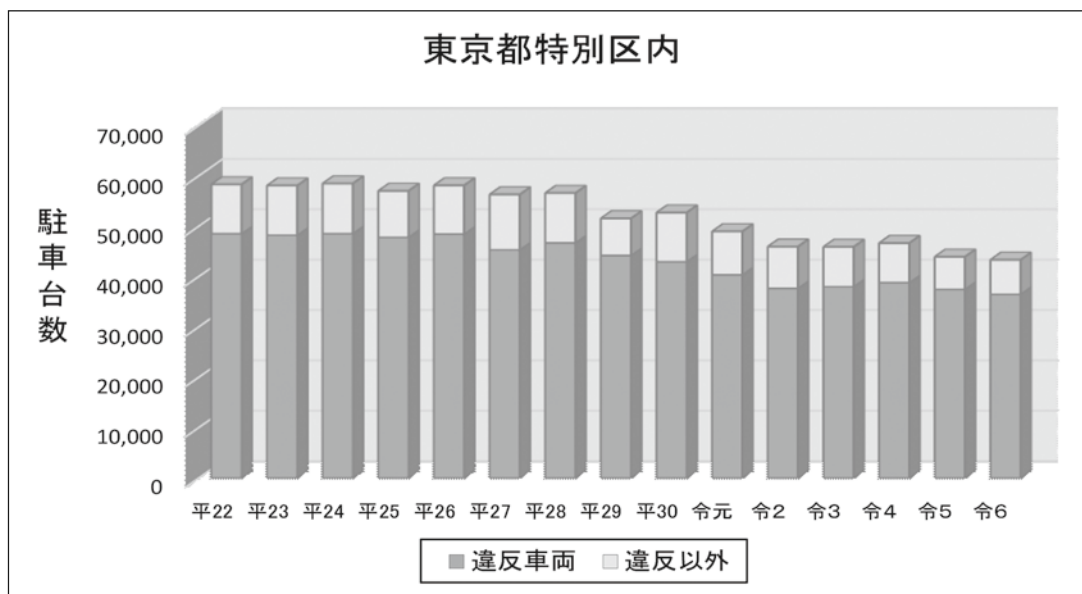
第1 駐車問題の現状

1 瞬間路上駐車台数

令和6年に実施した調査によると、東京都特別区における瞬間路上駐車台数は約4万3,000台(前年比約1.4%減少)であった(図表1参照)。

平成22年と比較すると、減少しているものの、違法駐車は依然として幹線道路等における交通渋滞の要因となっているほか、駐車車両への衝突事故や駐車車両に起因する交通事故が後を絶たず、道路交通への著しい障害となっている。

図表1 東京都特別区における瞬間路上駐車台数の推移(平成22年～令和6年)

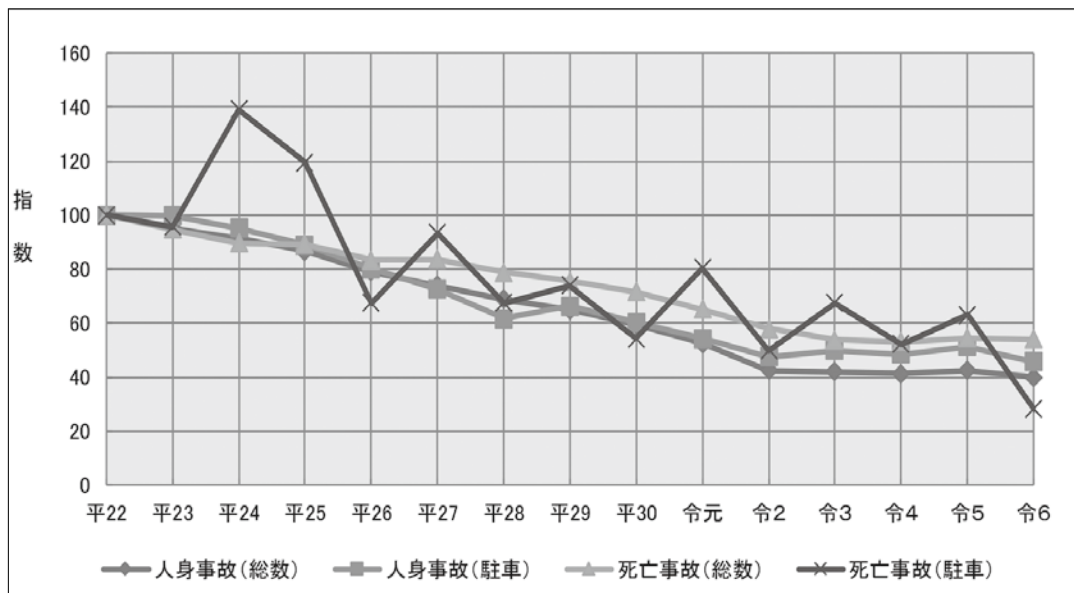


区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
瞬間路上駐車台数合計	58,277	58,065	58,465	56,984	58,080	56,277	56,574	51,536	52,675	48,948	45,930	45,890	46,642	43,908	43,314
うち違反以外	9,797	9,884	9,968	9,223	9,669	11,006	9,905	7,368	9,773	8,636	8,311	7,944	7,886	6,499	6,884
うち違反車両	48,480	48,181	48,497	47,761	48,411	45,271	46,669	44,168	42,902	40,312	37,619	37,946	38,756	37,409	36,430
駐車台数に占める割合	83.2%	83.0%	83.0%	83.8%	83.4%	80.4%	82.5%	85.7%	81.4%	82.4%	81.9%	82.7%	83.1%	85.2%	84.1%

2 駐車車両への衝突事故等

令和6年中の駐車車両への衝突による交通事故については、人身事故の発生件数が615件、うち死亡事故の発生件数が13件(死者14人)であり、共に減少傾向で推移している。また、駐車車両に起因した交通事故については、人身事故の発生件数が726件、うち死亡事故の発生件数が8件(死者8人)であった(図表2参照)。

図表2 駐車車両への衝突による交通事故の推移(平成22年～令和6年)



【駐車車両への衝突による交通事故発生状況】

区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
人身事故件数	725,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
駐車車両衝突	1,347	1,346	1,284	1,200	1,079	976	832	892	811	731	640	671	652	690	615
死亡事故件数	4,808	4,560	4,307	4,293	4,013	4,028	3,790	3,630	3,449	3,133	2,784	2,583	2,550	2,618	2,598
駐車車両衝突	46	44	64	55	31	43	31	34	25	37	23	31	24	29	13
駐車車両衝突死者数	50	45	69	58	32	44	35	37	26	40	24	34	25	31	14

※ 第1又は第2当事者が駐車車両(運転者不在)の場合を計上

【駐車車両等に起因した交通事故発生状況】

区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
人身事故件数	2,438	2,211	2,051	1,915	1,595	1,721	1,565	1,466	1,364	1,168	942	894	847	815	726
うち死亡事故件数	8	12	17	15	12	10	4	8	10	10	14	9	3	7	8
死者数	8	12	17	15	12	10	4	8	10	10	14	9	3	8	8

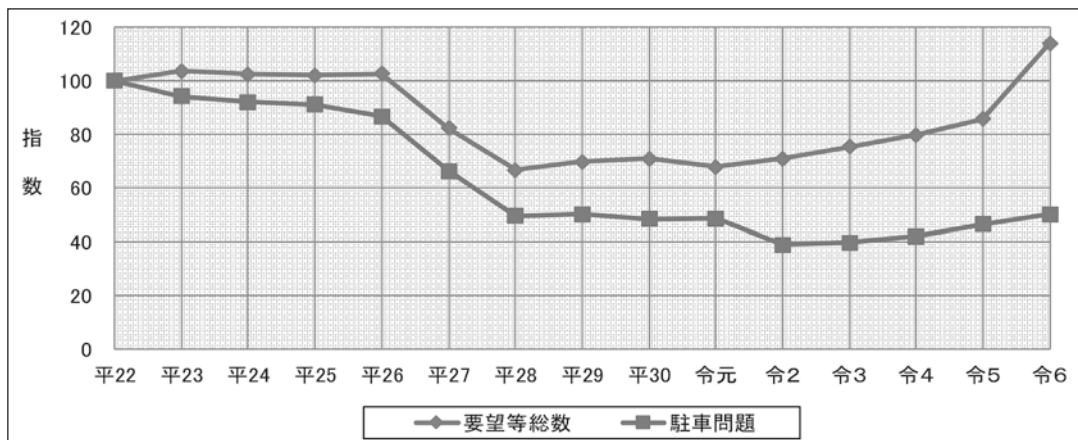
※ 第1又は第2当事者に、駐停車車両に起因する要因があった事故を計上

※ 駐車車両起因相互の事故は1件として計上

3 駐車問題に関する110番通報

令和6年中の駐車問題に関する要望・苦情・相談に係る110番通報の件数は約9万4,600件であり、要望・苦情・相談に関する110番通報件数の総数(約121万9,400件)の約7.8%を占めている。ここ数年、その件数は増加傾向にあり、駐車問題に関する国民の関心の高さがうかがえる(図表3参照)。

図表3 駐車問題に関する110番通報件数の推移(平成22年～令和6年)



区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
要望等総数	1,070,775	1,108,231	1,096,867	1,092,142	1,097,855	880,664	713,365	745,894	759,424	725,556	758,408	806,913	854,313	917,115	1,219,416
うち駐車問題	188,585	177,400	173,756	171,641	163,589	124,977	93,328	94,753	91,412	91,499	73,566	75,099	79,365	87,557	94,612
その構成率	17.6	16.0	15.8	15.7	14.9	14.2	13.1	12.7	12.0	12.6	9.7	9.3	9.3	9.5	7.8

第2 総合的な駐車対策の推進

1 駐車規制の延長距離

駐車規制は、駐車による交通の危険を防止し、交通の円滑を図るため、道路の構造や地域の交通実態に応じて実施している。

令和6年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく駐停車禁止又は駐車禁止規制の規制延長距離は約16万9,146kmとなっている。

2 より合理的な駐車規制の推進

駐車規制については、より合理的なものとなるようきめ細かな見直しを推進しており、平成16年1月から令和6年3月末までの間に、全国において、4万3,054区間(約3万3,043km)にわたる駐車規制の解除・緩和を図っている。

今後も、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地方公共団体、道路管理者、関係事業者等による自主的な取組を働き掛けるとともに、以下の点に留意して、交通実態の変化に即した駐車規制を推進することとしている。

(1) 要望意見への積極的対応

駐車規制については、交通参加者や地域住民の要望意見に十分配慮しつつ、交通の安全と円滑を図る観点から、実施又は緩和を行っており、特に駐車規制の緩和に係る要望であって、地域住民等の意見に基づき具体的な道路の部分特定して行われるものについては積極的な検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を講じている。

また、高齢者の移動を支える施策の充実の一つとして、公共交通機関を利用しやすくするため、令和2年に道路交通法等が改正され、自家用有償旅客運送の用に供する自動車等が路線バス停留所等において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を都道府県公安委員会が公示したものをする場合に限る。)については、停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外することとされた。

さらに、令和4年の道路交通法等の改正では、企業等による地域貢献及び新たな技術の実証を目的として、無償で住民等の運送が実施されている地域があることを踏まえ、当該規制から除外する対象を、旅客の運送の用に供する自動車に拡大し、無償で行う旅客の運送の用に供する自動車等についても路線バス停留所等の停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外することとされた。

(2) 物流の必要性への配慮

物流業務が国民生活上重要な役割を果たしている一方、中心市街地をはじめとする都市内において、道路上での貨物自動車(以下「貨物車」という。)による無秩序な駐車により交通渋滞等を引き起こされることもある。そこで、貨物の積卸し又は集配のため、貨物車の駐車が必要不可欠と認められる道路の部分について、一定の条件の下で貨物車を駐車規制の対象から除くこととするなど、物流業務に配慮した駐車規制の見直しに努めている。

《物流に配慮した駐車規制の実施例》



貨物集配中の貨物車に限り駐車規制から除くという規制の実施例



貨物集配中の貨物車に限り駐車可能とする規制の実施例

【貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し】

平成29年8月に「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」(自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ)に「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたことを踏まえ、駐車規制の見直しを行っているところ、令和6年度末までに全国で新たに、195区間において駐車規制の対象から貨物集配中の車両を除外し、333区間において貨物集配中の車両を対象とする駐車可の交通規制を実施するとともに、貨物車専用・優先のパーキング・メーター等による211台分の駐車枠を整備した。

そのような中、トラックドライバーに時間外労働の上限が規制される、いわゆる2024年問題を受け、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方について盛り込まれた「規制改革実施計画」が令和6年6月21日に閣議決定されるなど、ますます貨物車の路上での駐車需要が高まっている状況にある。貨物集配中の貨物車を対象とする駐車規制については、こうした社会的変化に伴う駐車需要や交通実態等の変化に応じ、きめ細かく対応することが求められており、引き続き不断の見直しを行うこととしている。

また、駐車許可について、許可要件の明確化等を通じて運用の統一を図っているほか、申請書類の統一化等を通じて関係手続の合理化・簡素化を推進している。

(3) 時間制限駐車区間規制の実施の検討

路外駐車施設の整備が十分でなく、路上における短時間の駐車の需要が高いと認められる道路の部分について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制の実施を検討することとしている。

令和6年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている時間制限駐車区間規制は1,146区間(約290km)であり、パーキング・メーター1万1,525基、パーキング・チケット発給設備1,126基(駐車可能枠数6,689台分)をそれぞれ設置し、管理している(図表4参照)。

なお、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備のうち、利用率が低いものについては、撤去を検討することとしており、撤去後は自転車専用通行帯の整備、貨物集配中の車両等の駐車可規制等既存の道路空間の有効活用に配慮している。

《時間制限駐車区間規制の実施例》

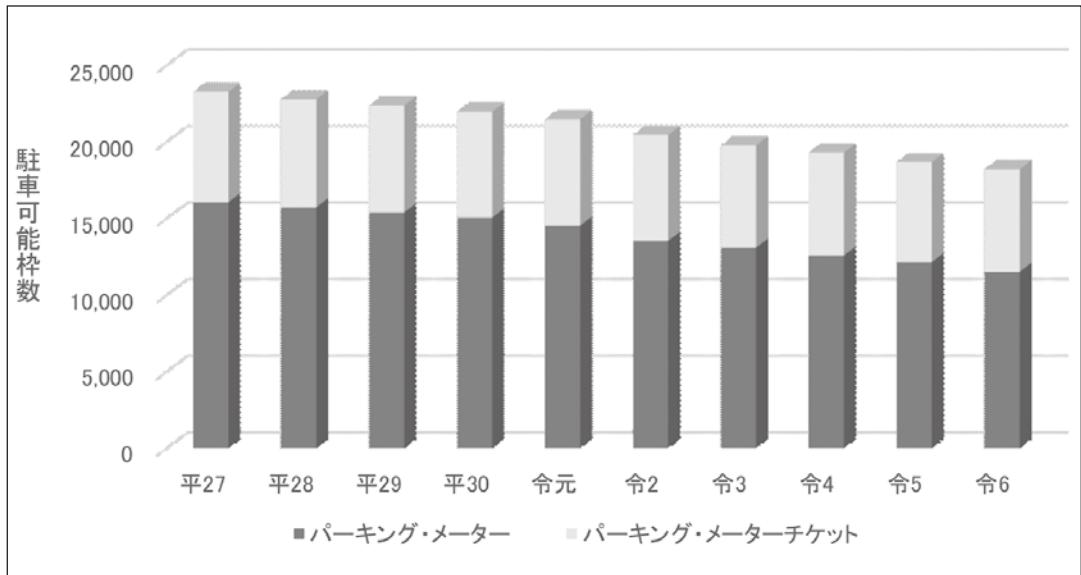


周辺施設の短時間利用者の利便性向上を目的とした時間制限駐車区間規制の実施例



貨物車の駐車需要に配慮した貨物車専用時間制限駐車区間規制の実施例

図表4 パーキング・メーター等の設置状況の推移(平成27年度～令和6年度)



年度	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
区分										
メーター基数	16,064	15,730	15,392	15,056	14,525	13,540	13,087	12,585	12,153	11,525
チケット基数	1,143	1,126	1,119	1,112	1,126	1,126	1,102	1,096	1,093	1,126
駐車可能枠数	7,209	7,057	6,992	6,910	6,940	6,907	6,680	6,589	6,529	6,689
基数合計	17,207	16,856	16,511	16,168	15,651	14,666	14,189	13,702	13,246	12,651
枠数合計	23,273	22,787	22,384	21,966	21,465	20,447	19,767	19,174	18,682	18,214

注1 「メーター」はパーキング・メーターを、「チケット」はパーキング・チケット発給設備を、それぞれ示す。
 2 パーキング・メーターの駐車可能枠数は、設置基数と同数である。

《パーキング・メーターの撤去による道路空間の有効活用例》



普通自転車専用通行帯の整備



貨物集配中の車両やタクシーの駐車可規制

(4) 自動二輪車等に配慮した駐車対策の推進

自動二輪車等(自動二輪車又は原動機付自転車)の駐車需要が満たされていない地域については、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して、既存路外駐車場における自動二輪車等の利用を可能とする設備等の整備や自動二輪車等が駐車可能な路外駐車場の新設を働き掛けているほか、市区町村に対して、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の附置に係る条例の整備について働き掛けを行っている。

また、駐車需要が高いにも関わらず、周辺に駐車場が十分整備されていない路線について、一般に自動二輪車等の車体が四輪車と比べて小さいことや地域の交通実態を踏まえ、駐車禁止規制の対象からの自動二輪車等の除外や自動二輪車等を対象とする駐車可規制等を検討するなど、きめ細かな対応に努めている。

なお、令和4年に道路交通法等が改正され、特定小型原動機付自転車が新設されたことから、特定小型原動機付自転車の普及に伴う駐車需要にも関係機関と連携して的確に対応していく必要がある。

《自動二輪車等に配慮した駐車対策の実施状況》



普通自動二輪車又は原動機付自転車を駐車可能とする規制の緩和例

3 高齢運転者等専用駐車区間制度の運用

身体機能の低下が運転に影響を与えるおそれのある高齢運転者等を支援するため、道路

標識により高齢運転者等専用駐車区間に指定されている場所では、高齢者等が運転し、都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り、駐車又は停車をすることができることとしている。

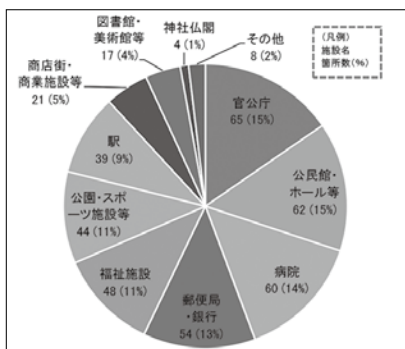
(1) 高齢運転者等専用駐車区間の設置状況

令和6年度末現在、高齢運転者等専用駐車区間の設置箇所数は、

- ・ 高齢運転者等専用駐車区間が418か所(1,267台分)
- ・ 高齢運転者等専用時間制限駐車区間が4か所(5台分)

となっており、高齢運転者等の利用が多い官公庁、公民館・ホール、病院及び郵便局・銀行等の周辺道路に設置している(図表5参照)。

図表5 主な周辺施設の状況



《高齢運転者等専用駐車区間の設置例》



(2) 高齢運転者等標章交付状況

令和6年度末現在の高齢運転者等標章の有効枚数は6万6,172枚で、道路交通法第45条の2第1項第1号に掲げる者(70歳以上の者)に対して6万4,965枚を、同項第2号に掲げる者(両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者及び肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者)に対して592枚を、同項第3号に掲げる者(妊娠中又は出産後8週間以内の者)に対して615枚を、それぞれ交付している。

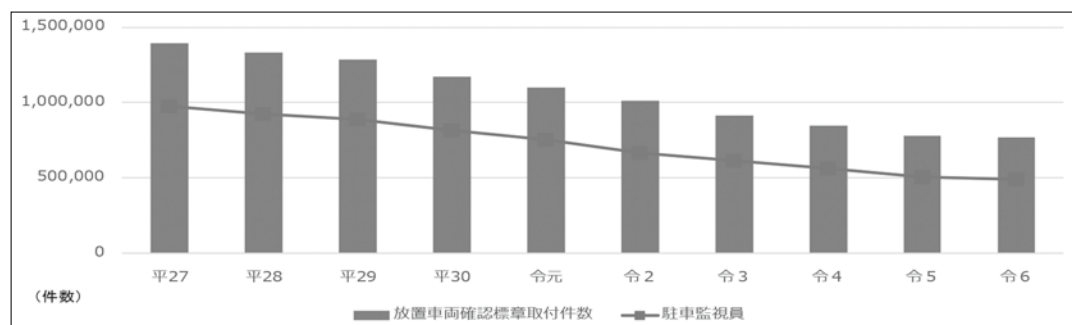
4 違法駐車の効果的な取締り

(1) 違法駐車取締り

放置車両の確認事務は、令和7年4月1日現在、全国429警察署において、53法人に委託しており、約1,800人の駐車監視員により、地域住民の意見、要望等を踏まえて策定・公表されているガイドラインに沿った、メリハリのある違法駐車取締りが行われている。

令和6年中の放置車両確認標章の取付件数は、77万97件(うち駐車監視員によるものは48万8,656件)であった(図表6参照)。

図表6 放置車両確認標章取付件数(平成27年～令和6年)



区分	年次	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
放置車両確認標章取付件数		1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598	780,829	770,097
駐車監視員		977,003	922,716	887,825	813,802	754,939	667,202	613,644	563,587	507,735	488,656

(2) 悪質な駐車違反に係る責任追及

放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、運転者及び使用者の責任追及を徹底している。

令和6年中、放置違反金を納付しなかった者に対して滞納処分を9,152件(徴取件数)実施したほか、車検拒否は9,072件であった。また、放置違反金納付命令を繰り返し受けた車両の使用者に対して車両の使用制限命令を1,502件実施した。

5 関係機関・団体等との連携による駐車対策の推進

(1) 関係機関・団体等との連携の強化

ア 広報啓発活動

警察では、都道府県交通安全活動推進センター、報道機関等に対し、駐車車両への衝突による交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車危険性・迷惑性についての情報を提供するなど、違法駐車抑止のための広報活動を行っている。

また、地域交通安全活動推進委員等の指導者を対象とする研修会の開催や、違法駐車の実態等に関する資料の配布等違法駐車抑止のための活動が効果的に行われるよう必要な支援を行っている。地域交通安全活動推進委員は、令和7年4月現在、約1万6,000人が都道府県公安委員会から委嘱を受け、広報啓発活動、協力要請活動、相談活動等を行っている。

イ 駐車対策協議会等の設立による各種駐車対策の推進

警察では、地方公共団体、道路管理者等と共に駐車対策協議会等を設立し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進している。

(2) 駐車場の整備等の働き掛け

ア 駐車場の整備状況

令和5年度末現在、駐車場の設置箇所数は、

- ・ 都市計画駐車場^{*1}が417か所(10万7,280台分)
- ・ 届出駐車場^{*2}が1万59か所(195万3,940台分)
- ・ 附置義務駐車施設^{*3}が8万1,142所(355万3,085台分)

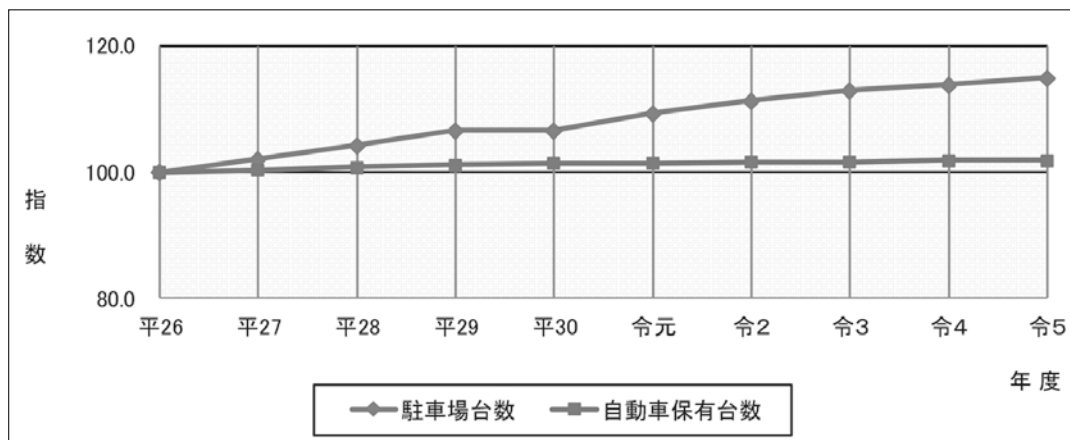
となっている(図表7参照)。

イ 駐車場の整備及び有効利用についての働き掛け

警察では、地方公共団体に対し、駐車場附置義務条例の制定、公共駐車場の整備等を働き掛けており、令和5年度末現在、駐車場附置義務条例を制定している自治体の数は196自治体(荷さばき駐車場の附置を義務付けている自治体の数は91自治体)となっている。

また、駐車対策協議会等の場を通じて、休日や時間外における駐車場の開放等を働き掛けるなど、既存駐車場の有効な利用について積極的な働き掛けを行っている。

図表7 駐車場の整備状況(平成25年度末～令和5年度末) (台数)



区分	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
都市計画駐車場	119,943	119,872	118,009	116,332	114,835	115,024	114,816	113,318	111,280	107,280
届出駐車場	1,699,455	1,762,050	1,805,432	1,823,115	1,878,182	1,874,730	1,881,067	1,899,396	1,936,137	1,953,940
附置義務駐車施設	3,068,737	3,106,853	3,170,324	3,271,052	3,347,922	3,396,053	3,442,350	3,505,529	3,514,442	3,553,085
路上駐車場	606	601	601	601	601	601	601	533	533	533
合計	4,888,741	4,989,376	5,094,366	5,211,100	5,341,540	5,386,408	5,438,834	5,518,776	5,562,392	5,614,838
自動車保有台数	77,080,842	77,301,798	77,657,517	77,938,515	78,139,997	78,172,873	78,315,475	78,304,248	78,490,032	78,533,241

注1 国土交通省「自動車駐車場年報(令和6年度版)」から作成

2 自動車保有台数は、登録自動車(道路運送車両法第4条)に二輪を除く軽自動車(同法第60条)を加えた数値である。

※1 都市計画駐車場

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設として、都市計画に定められた駐車場を都市計画駐車場という。

※2 届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模その他の必要事項を都道府県知事等に届け出なければならず、この届出がされた路外駐車場を届出駐車場という。

※3 附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内等において、延べ面積が一定規模以上の建築物を新築・増築する者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができ、この条例に基づき附置される駐車施設を附置義務駐車施設という。

6 バリアフリーのための駐車対策の推進

警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(昭和41年法律第45号)に基づく重点整備地区の生活関連経路を構成する道路等、高齢者、障害者等が生活上利用する施設の周辺等において、バリアフリーを妨げる横断歩道上、バス停留所周辺、視覚障害者誘導用ブロック上等の違法駐車車両に対する取締りを行うとともに、違法駐車防止のための広報啓発活動等を推進している。

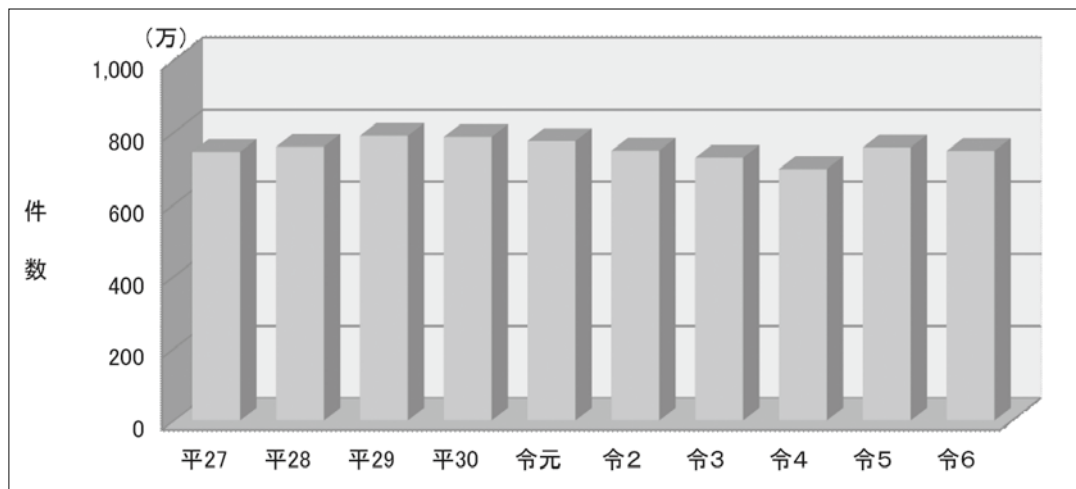
7 自動車の保管場所の確保対策の推進

(1) 自動車保管場所証明等

ア 自動車保管場所証明等の件数

道路が自動車の保管場所として使用されることを防止するため、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。)に基づき、登録自動車の保管場所証明書の交付、軽自動車の保管場所に係る届出の受理等を行っている。令和6年中の自動車保管場所証明申請の受理件数は747万5,430件であった。(図表8参照)。

図表8 自動車保管場所証明申請受理件数の推移(平成27年～令和6年)



区分	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
受理件数	7,449,155	7,594,205	7,896,400	7,861,563	7,747,711	7,481,957	7,284,938	6,972,516	7,572,844	7,475,430

イ 保管場所標章の廃止

令和6年の保管場所法改正により、令和7年4月1日から保管場所標章は廃止となった。

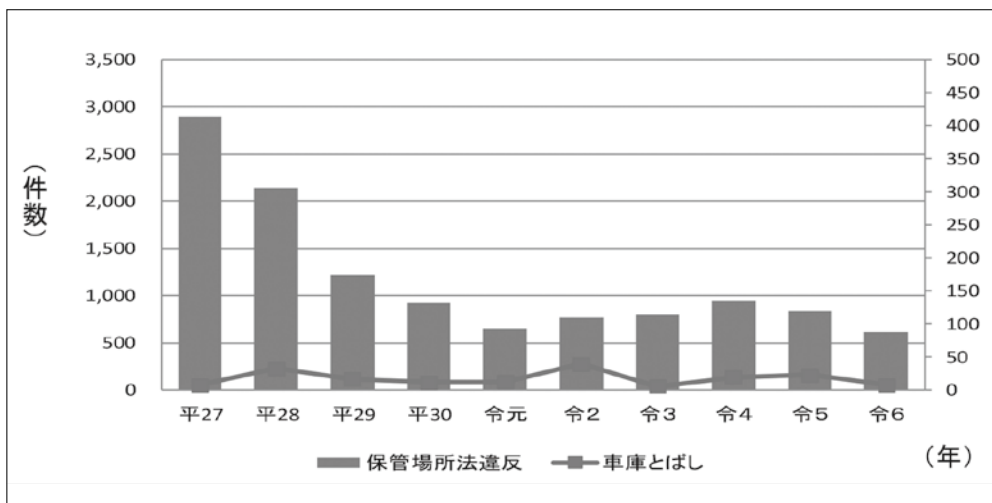
なお、令和6年中の保管場所標章の交付件数は851万629件であった。

(2) 保管場所法違反等の取締り

道路上を自動車の保管場所として使用し、又は自動車を道路上に長時間駐車するいわゆる「青空駐車」や、自動車の保管場所を確保していないにもかかわらず、自動車を保有するために、自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を偽って保管場所証明を受けるいわゆる「車庫とばし」は、道路使用の適正を阻害するほか、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすことから、こうした保管場所法違反等の取締りを推進している。

令和6年中の青空駐車等の取締り件数は617件、車庫とばし事件の検挙件数は8件であった(図表9参照)

図表9 保管場所法違反等検挙件数(平成27年～令和6年)



区分	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
保管場所法違反	2,899	2,136	1,214	930	654	768	803	943	842	617
車庫とばし	8	33	17	12	13	40	6	20	23	8

(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)

自動車を保有するためには、保管場所証明申請、道路運送車両法に基づく検査登録、税・手数料の納付等の多くの手続が必要であるが、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で一括して行うことを可能としたのが自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」という。)である。申請者等は、OSSを利用することで、複数の行政機関の窓口に向くことなく、自宅等からインターネットに接続されたパソコンを介して24時間いつでも申請することができるため、手続に要する時間・手間を削減することができる。OSSは、平成17年から運用が開始され、これまで対象手続や対

象地域を拡大しながら利便性の向上が図られてきた。

OS Sによる保管場所証明申請については、令和5年1月から全都道府県において手続きが可能となっており、今後も、関係機関等と連携しながら、更なる利便性の向上に努めることとしている。

また、令和7年12月から、軽自動車の保管場所届出手続きに係る全ての手続きが、デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト「e-G o v」からオンラインで手続きを行うことができることとされた。

令和7年秋季駐車場研修会

参加レポート

開催日：令和7年10月16日～17日

開催地：山形県山形市

アマノ株式会社

パーキング事業本部 事業企画推進部

商品企画課 課長

岩田 敏

全国各地から多くの参加者が集まり、秋の山形にて開催された本研修会。地域のまちづくりと駐車場政策の連携、そして歴史と文化に触れる貴重な機会となりました。

□10月16日(木) 1日目

◆ 行程

仙台駅集合 → 笹かま館(昼食) → 遊学館(講演) → 文翔館(見学) → 霞城公園(散策) → ホテル到着 → 意見交換会

あいにくの雨模様でしたが、仙台駅に集合した参加者一行は、貸切バスで出発。最初の目的地「笹かま館」に到着しました。仙台名物「笹かまぼこ」で知られる笹かま館内のレストランで昼食を頂くことに。秋鮭とイクラのご飯は絶品で、東北の秋の味覚に期待が膨らみます。もちろん、「笹かま」「ずんだ」もおいしく頂きました。



満足したところで、笹かま館を出発して、山形に向かいました。

山形到着後は、山形県生涯学習センター「遊学館」にて、研修会を行いました。

冒頭に山形駐車協会会長の齋野様に山形駐車協会の現状をご説明頂きました。山形駐車協会は1968年発足以来、バブル期の会員22社をピークに現在は半減しているとの事です。今後はキャッシュレス化、チケットレス化への対応、災害対策を検討する活動を行っていくとの事でした。



山形県生涯学習センター「遊学館」



山形駐車協会 会長 齋野様

続いては、山形市の大沼課長に講演を頂きました。

山形市は都市計画における駐車場政策の転換期を迎えているというお話しでした。中心市街地の25%が平面駐車場（コインパーキング）になっており、市街地のスポンジ化がにぎわいを妨げる要因であり、その解決が課題となっているとの事です。

これに対し、山形市は駐車場適正化計画3本柱、①供給量の適正化、②配置の適正化、③多目的利用の推進、を掲げ対策に乗り出しました。

具体的には以下を行って、令和5年、6年は歩行者通行量が過去最高を更新したとの事です。

- ・ 駐車場整備地区、都市計画駐車場、駐車場付置義務を廃止
- ・ 中心市街地の環状道路内側の歩行者優先区域における駐車場出入口の設置禁止
- ・ 駐車場配置適正化区域内の50平米以上の駐車場の届出を義務化
- ・ 駐車場の緑化推進

講演の後は、遊学館からほど近い七日町の歩行者優先区域を、市役所のスタッフにガイドして頂きました。世界かんがい遺跡になっている山形五堰の一つである御殿堰を散策して、歩行者優先区域の魅力を堪能しました。グレーで統一された景観に配慮したコインパーキングがあったことも印象的でした。駐車場整備の現状と課題、そして都市計画との連携について、具体的な事例を交えて学ぶことができました。



山形市まちづくり政策部
まちづくり政策課 課長 大沼様



景観色(グレー)に対応したコインパーキング



御殿堰(御殿堰)：世界かんがい施設遺産

その後、文翔館を見学。大正時代の建築美を今に伝えるこの建物は、保存と活用の両立を体现しており、都市景観と文化資産の共存について考える良い機会となりました。

続いて訪れた霞城公園では、二の丸東大手門や旧済生館を散策しました。紅葉が色づき始めた園内で、山形の歴史と文化に触れるひとときとなりました。

夕方にはホテルに到着し、夜はホテル内で意見交換会が開催されました。竹歳副会長の乾杯音頭に始まり、活発な意見が交わされ、親睦も深まりました。



文翔館



□10月17日(金) 2日目

◆ 行程

ホテル出発 → 熊野大社(参拝) → 高島ワイナリー(見学) → よねおりかんこうセンター(昼食・買い物) → 榎下宿番所跡(見学) → 仙台駅・仙台空港(解散)

2日目は満天の秋晴れ。1日目の曇天と変わって、朝からとても心地よい天気になりました。

まずは熊野大社を参拝。荘厳な社殿と静謐な空気の中、参加者はそれぞれのお参りをして、心を整える時間となりました。

続いて訪れた高島ワイナリーでは、地域産業としてのワインづくりの取り組みを見ることができました。試飲したワインがどれも美味しく、もちろんワインのお土産を買っていきました。

昼食はよねおりかんこうセンターにて。山形の味覚を堪能し、地元特産品の買い物も楽しみました。



熊野神社

最後に訪れた楯下宿番所跡は、江戸時代の宿場町ということで、今も残る萱葺き屋根の建物や川岸の石積は当時の面影を感じ、秋晴れのなか心地よい散策となりましたと、言いたかったのですが、予想外のお邪魔虫が登場。そこら中にカメムシが大発生！カメムシの突撃を喰らい、あちこちで悲鳴が聞こえる散策は忘れられない思い出となりました。



高島ワイナリー



楯下宿

その後、仙台駅にて解散。2日間にわたる充実した研修会は、学びと交流に満ちた素晴らしい時間となりました。

□結びに

今回の研修会を通じて、地域に根ざした駐車場政策のあり方や、まちづくりとの連携の重要性を再認識することができました。また、山形の豊かな自然と文化に触れ、心も体もリフレッシュできた2日間でした。

本研修会の企画・運営にご尽力いただいた全日本駐車協会の皆様、そして山形の地で温かく迎えてくださった関係者の皆様、そして明るく元気よく、丁寧に案内頂いた近畿日本ツーリストのバスガイドさん、心より感謝申し上げます。

□各地駐車協会総会報告□

高崎駐車場協会 第61回定期総会

1. 日 時：令和7年12月1日(書面決議) 8月29日 高崎駐車場協会定期総会の結果報告発送(欠席会員向け)
2. 提 案 者：高崎駐車場協会
会長 大田部 功 9月 3日 全日本駐車協会へ高崎駐車場協会総会資料提出
3. 議 事(提案事項)
第1号議案 令和6年度事業報告 (2)令和7年度事業計画
第2号議案 令和6年度収支決算報告 ①市・警察署・商工会議所等関係団体等との相互協力。
第3号議案 令和6年度会計監査報告 ②駐車場に関わる交通問題等に関し、関係団体等への提言。
第4号議案 令和7年度事業計画(案) ③会員相互の情報交換。
第5号議案 令和7年度収支予算(案) ④全日本駐車協会と情報の共有、活用を行なう。
第6号議案 役員等の承認について ⑤適正な駐車場管理意識の共有。
⑥高崎駐車場協会会員の拡充。
⑦その他、高崎駐車場協会発展のための活動。
4. そ の 他 以上
- (1)令和6年度事業報告
- 6月25日 高崎まつり交通規制会議
- 7月30日 会計監査(鳥居監事・広田監事)
- 7月30日 役員会、総会打ち合わせ(会長、副会長、理事3名、会計)
- 8月28日 第60回 高崎駐車場協会定期総会開催

高崎駐車場協会 役員名簿

令和7年12月1日現在

役 職 名	氏 名	会 社 名 等
会 長	大田部 功	柳通り駐車場
副 会 長	太田口 寛	ココパルク 800
理 事	須 藤 徹	タカレイパーク
〃	橋 爪 洋 介	群馬県議会議員
〃	林 恒 徳	高崎市議会議員
会 計	大 谷 貞 文	駅前駐車場
監 事	鳥 居 吉 二	木屋駐車場
〃	広 田 金次郎	田町パーク

調査資料

キャッシュレス決済に関する調査報告書

一般社団法人全日本駐車協会

1. 初めに

- ・今回と次号の2回に亘り、調査研究委員会で調査を実施した「キャッシュレス決済に関する調査報告」について調査結果をご紹介致します。今回はその1回目となります。
- ・駐車場料金調査を柱として昭和58年から実施していた会員駐車場調査の内容を見直し、令和3年度から新しい会員駐車場調査に切り替えて実施しておりましたが、3年が経過したことから令和6年度は会員駐車場調査の実施を見送り、調査研究委員会において調査内容や調査の実施頻度について議論するとともに、新たな調査研究項目について議論を行いました。
- ・この結果、会員駐車場調査は令和8年度から隔年で実施(再開)すること、会員駐車場調査を行わない年は別の調査を実施することとし、令和7年度は「キャッシュレス決済に関する調査」を行うこととしました。
- ・今般、上記調査の結果がまとまりましたので、機関誌上で報告致します。

2. 調査内容と調査方法について

- ・「キャッシュレス決済に関する調査」では次の2つの調査を行いました。
 - ①駐車場利用者の意向(どの決済方法を良く使うか、それはなぜか、等)
 - ②キャッシュレス決済を導入している事業者の声(メリット、デメリット、等)
- ・①については効率よく利用者の声を集めるべく、インターネットを利用した市場調査会社に調査を委託し、調査結果を基に事務局で分析しました。
- ・②については、令和5年度の会員駐車場調査において「キャッシュレス決済を導入している」と回答した会員93社に対してアンケートをお願いし、①同様、事務局で分析しました。
- ・また、会員企業様より、東京都内のある商業集積地における時間貸し駐車場(3ヶ所)の精算データ(2025/3/1~8/31 ※1ヶ所のみ3/20~)のご提供を頂き、当該駐車場における決済状況を参考資料として掲載しております。特定の駐車場での実績とはなりますが、参考にして頂ければと存じます。

3. 駐車場利用者の意向調査結果

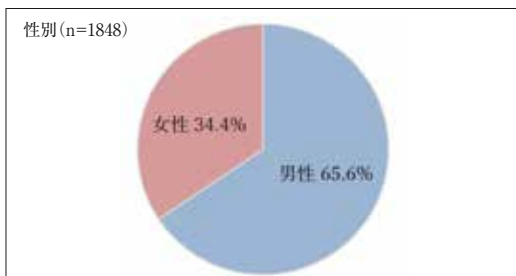
- ・駐車場利用者の意向調査については株式会社マクロミルに依頼し、同社が有するモニターから適切な条件でスクリーニングした1,848人に対して、駐車場利用時のキャッシュレス精算に関する質問に答えてもらいました。
- ・なお、モニターの選定に当たっては、年代(30代まで、40~50代、60~70代の3区分)と住所の地域(北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州の7地域)のマトリックスにより21のセルに分けました。統計上、1セル当たりのモニター数は80以上が推奨されるとのことだったことから、1セルを88人として、88人×21セルで計1,848人のモニターサイズとしました。

(1) 回答者の属性

・回答者の属性については次の通りとなります。

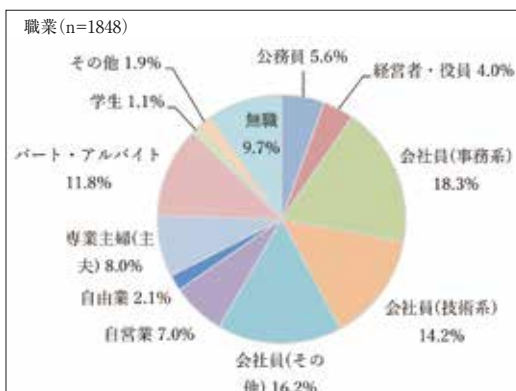
○性別

・性別についてはスクリーニング時の条件で均等な収集としなかった結果、男性が65.6%、女性が34.4%と、ほぼ2：1の割合となりました。



○職業

・職業分布は以下の通りですが、会社員がほぼ半数を占めています。



○住所

・住所の分布は次の通りとなります。地域ごとのサンプル数は同じ(264)ですが、地域内の都道府県の分布には偏りがあります。

北海道

北海道	264人	100.0%
-----	------	--------

東北

青森県	35人	13.3%
岩手県	24人	9.1%
宮城県	122人	46.2%
秋田県	26人	9.8%
山形県	14人	5.3%
福島県	43人	16.3%

関東

茨城県	13人	4.9%
栃木県	3人	1.1%
群馬県	4人	1.5%
埼玉県	51人	19.3%
千葉県	44人	16.7%
東京都	79人	29.9%
神奈川県	70人	26.5%

近畿

滋賀県	10人	3.8%
京都府	38人	14.4%
大阪府	115人	43.6%
兵庫県	80人	30.3%
奈良県	13人	4.9%
和歌山県	8人	3.0%

中部

新潟県	12人	4.5%
富山県	2人	0.8%
石川県	13人	4.9%
福井県	4人	1.5%
山梨県	9人	3.4%
長野県	22人	8.3%
岐阜県	14人	5.3%
静岡県	54人	20.5%
愛知県	118人	44.7%
三重県	16人	6.1%

中四国

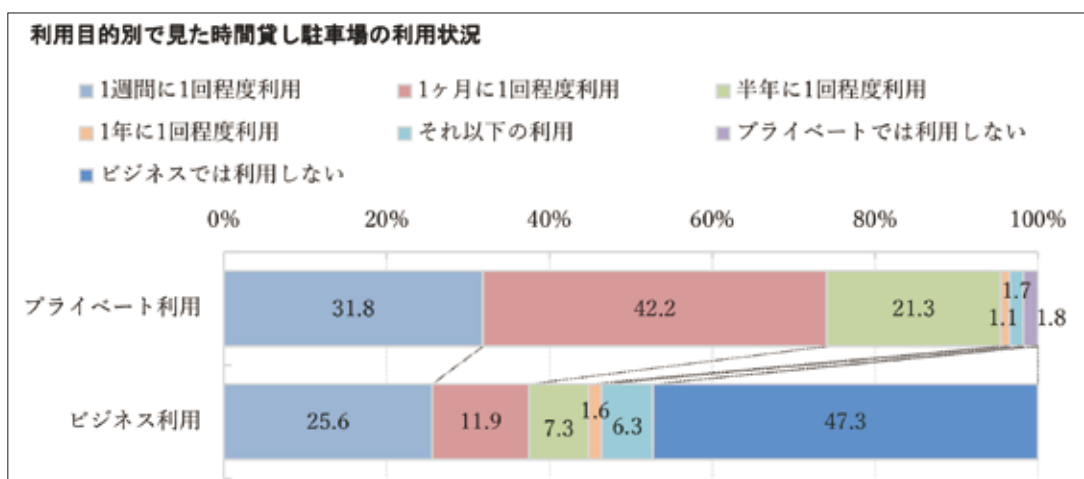
鳥取県	12人	4.5%
島根県	14人	5.3%
岡山県	41人	15.5%
広島県	97人	36.7%
山口県	17人	6.4%
徳島県	17人	6.4%
香川県	23人	8.7%
愛媛県	33人	12.5%
高知県	10人	3.8%

九州

福岡県	135人	51.1%
佐賀県	13人	4.9%
長崎県	27人	10.2%
熊本県	23人	8.7%
大分県	20人	7.6%
宮崎県	10人	3.8%
鹿児島県	24人	9.1%
沖縄県	12人	4.5%

○スクリーニングのための質問について

- ・今回のアンケートでは、ある程度の頻度で時間貸し駐車場を利用している方に答えてもらうべく、プライベート利用かビジネス利用のどちらかにおいて「半年に1回程度」以上時間貸し駐車場を利用している方のみ、アンケートに進めるようにしました。そのための質問に対する結果は以下の通りです。
- ・「プライベートでは利用しない」という方はほほいない(1.8%)一方、「ビジネス利用はしない」という方は47.3%と半数近くいました。
- ・プライベート利用の場合、1ヶ月に1回程度利用の方が最多となりますが、ビジネス利用の場合は1週間に1回程度利用の方が最多となり、ビジネス目的で時間貸し駐車場を利用する方はより頻繁に利用していることが分かります。



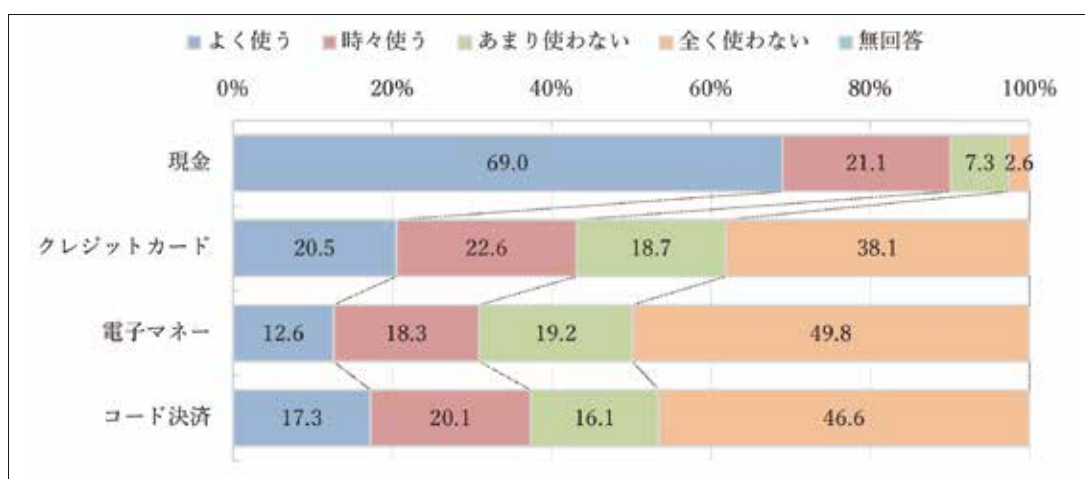
(2) アンケート結果

- ・スクリーニングを通過した1,848人のモニターには、次の質問に答えて頂きました。
- ※Q1～4とQ5～8は同じ質問で、前者はプライベート利用時、後者はビジネス利用時
- Q1：時間貸し駐車場を利用した時の決済方法(プライベート利用時)
- Q2：各決済方法について思い浮かぶ銘柄(プライベート利用時)
- Q3：「よく使う」「時々使う」と答えた決済方法を使う理由(プライベート利用時)
- Q4：「あまり使わない」「全く使わない」と答えた決済方法を使わない理由(プライベート利用時)
- Q5：時間貸し駐車場を利用した時の決済方法(プライベート利用時)
- Q6：各決済方法について思い浮かぶ銘柄(ビジネス利用時)
- Q7：「よく使う」「時々使う」と答えた決済方法を使う理由(ビジネス利用時)
- Q8：「あまり使わない」「全く使わない」と答えた決済方法を使わない理由(ビジネス利用時)
- Q9：時間貸し駐車場を選ぶ際に重視する点
- Q10：時間貸し駐車場の精算についての要望や不満点

- ・アンケート結果をごく簡単にまとめると「まだまだ現金決済が主流であるが、キャッシュレス決済も一定数を占めている。年代が若い層ほどキャッシュレス決済を使っていることを踏まえると、今後もキャッシュレス決済が伸びていくと思われる。但し、地域によって、その進捗度合いには差がある」ということが言えるのではないかと思います。
- ・各質問に対する結果は以下の通りです。なお、統計上推奨される1セル当たりのモニター数80以上を満たしていますが、サンプリング誤差がある点にはご注意ください。

Q1：時間貸し駐車場を利用した時の決済方法(プライベート利用時)

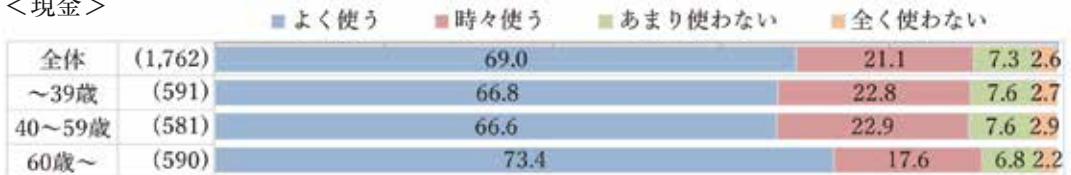
- ・「よく使う」「時々使う」を合わせると90.1%と現金が圧倒的に使われていることが分かります。現金以外では、クレジットカードが43.1%、コード決済が37.4%、電子マネーが30.9%という順となりますが、いずれも「時々使う」の方が「よく使う」よりも回答数が多く、現金の代替手段といった印象を受ける一方、使いたいのに使えない駐車場が少ないために、結果として「時々使う」が多くなる可能性もあると考えられます。なお、電子マネーでは49.8%、コード決済では46.6%と半数近くの回答者が「全く使わない」と答えており、精算機が決済方法として採用していない可能性もありますが、決済方法としてはクレジットカードに比べて劣位する印象です。
- ・プライベートで時間貸し駐車場を使う方(1,815人)のうち、クレジットカード、電子マネー、コード決済のいずれも「全く使わない」と答えた方は442名(24.4%)いらっしゃいました。
- ・グラフには掲載していませんが、「その他」という選択肢を選んだ回答者が30名ほどおり、「無料チケット」や「サービス券」を使うという回答が多くを占めました。



<年代ごとの利用状況>

- ・年代ごとの利用状況を決済方法別にグラフ化すると次のようになります。
- ・現金については60歳以上が他の年代に比べて高くなっており、逆にキャッシュレス精算については、いずれの決済方法も年代が低いほど利用する傾向が高くなっています。今後の世代交代を考えると、キャッシュレス化がより進むのは間違いないと思われます。

<現金>



<クレジットカード>



<電子マネー>



<コード決済>



<地域ごとの利用状況>

- ・地域ごとの利用状況を決済方法別にグラフ化すると次のようになります。
- ・現金については東北、中四国、九州が他の地域に比べて高くなっています。クレジットカードについては、ちょうどその裏返しとなっていますが、電子マネーは関東が他の地域よりも高くなっており、SuicaやPASMOが普及しているためと考えられます。コード決済については関東が高いほか、現金の利用率が高かった中四国や九州でも比較的高く、キャッシュレス決済の中では独特な傾向となっています。

<現金>



<クレジットカード>



<電子マネー>



<コード決済>



Q2：各決済方法について思い浮かぶ銘柄(プライベート利用時) ※複数回答

・質問時に順位付けを求めていなかったことから、単純に回答数で順位を付け、5位までを以下に示します。なお、クレジットカードについては、国際ブランド(VISAやMastercardなど)を答えた方とカード自体の名称(三井住友カードや楽天カードなど)を答えた方がいらっしまったため、それぞれについて表を作成しました。

※「三井住友カードVISA」のように国際ブランドとカード名称の両方が書いてある場合、カード名称の方で計上しています。

<クレジットカード>

○国際ブランド

・国際ブランドとして強力なVISAが350件で1位となり、2位のJCBが203件、3位のMastercardが124件と続きます。

○カードの名称

・楽天カードが162件で断トツとなり、以下PayPayカードの58件、三井住友カードの43件と続きます。

・なお、6位以下はいずれも1桁の回答数でしたが、オリコカード、セゾンカード、JALカード、ANAカードなどがありました。

ブランド名	回答数
VISA	350
JCB	203
Mastercard	124
アメリカン・エクスプレス	43
ダイナース	3

ブランド名	回答数
楽天カード	162
PayPayカード	58
三井住友カード	43
イオンカード	30
dカード	28

<電子マネー>

・交通系のSuicaが251件で1位、商業系のWAONが183件で2位となり、3位の楽天Edy49件以下を大きく引き離しています。

・なお、6位以下には、PASMO、iD、manacaなどがありました。

ブランド名	回答数
Suica	251
WAON	183
楽天Edy	49
nanaco	40
ICOCA	35

<コード決済>

・1位のPayPayが484件と他を圧倒していて、2位には楽天ペイの203件、3位にはd払いの101件が続きます。

・なお、6位以下には、LINE Pay、ファミペイ、AEON Payなどがありました。

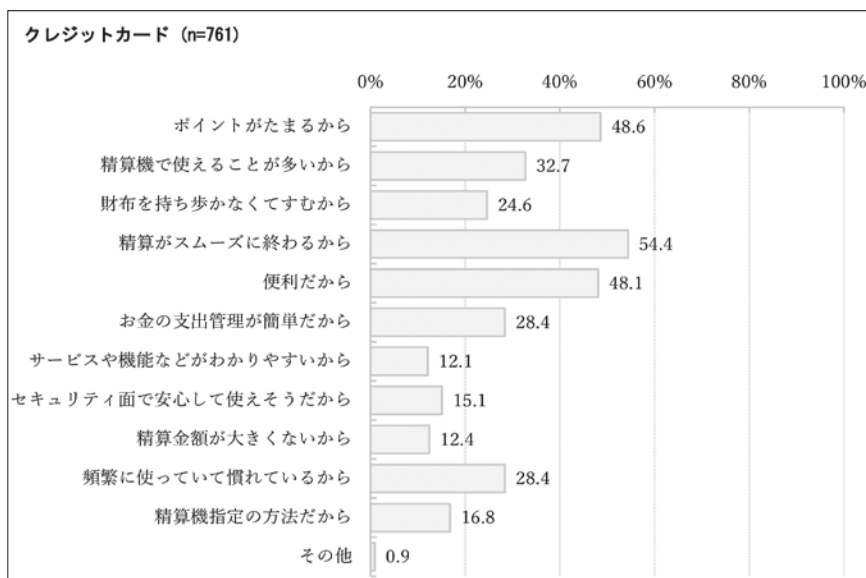
ブランド名	回答数
PayPay	484
楽天ペイ	203
d払い	101
au Pay	76
メルペイ	29

Q3：「よく使う」「時々使う」と答えた決済方法を使う理由(プライベート利用時)

※複数回答

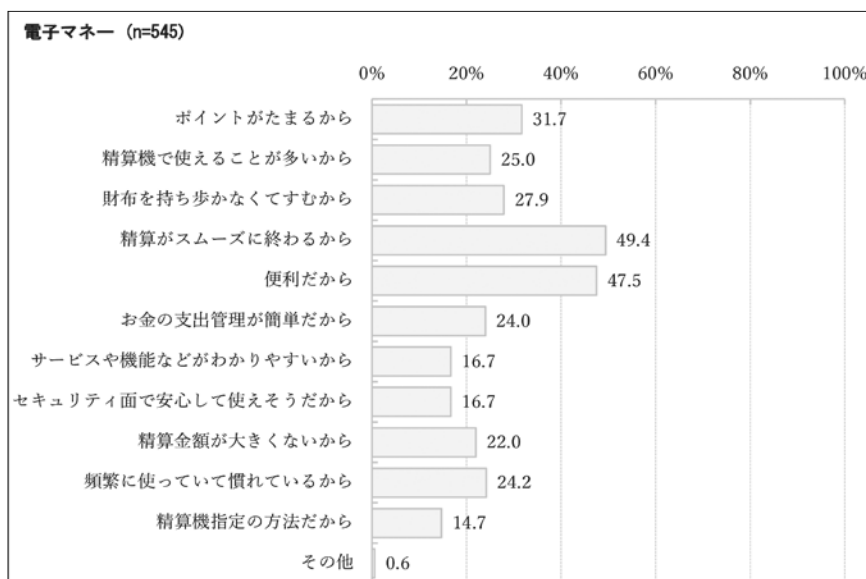
<クレジットカード>

- ・「精算がスムーズに終わるから」が54.4%と半数を超えて1位。続いて2位に「ポイントがたまるから」の48.6%が、3位に「便利だから」の48.1%が続きます。



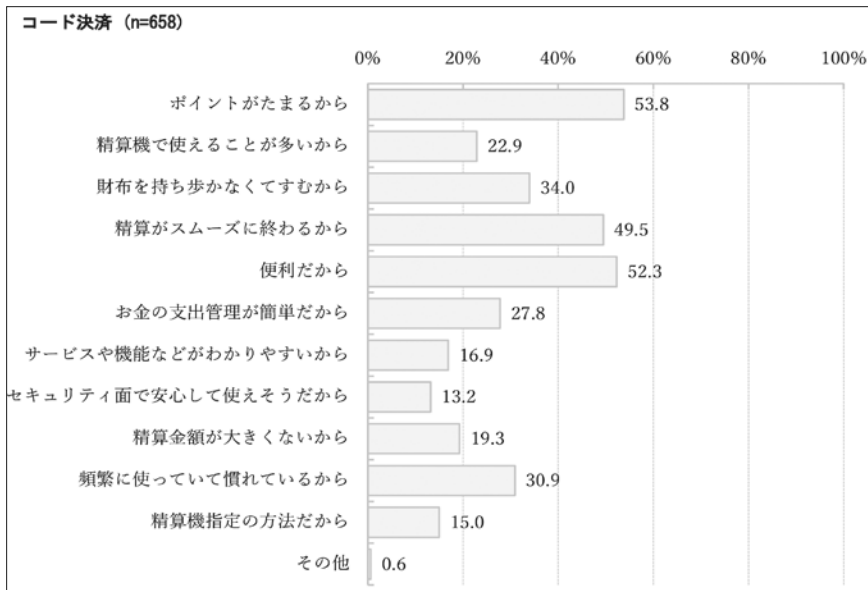
<電子マネー>

- ・「精算がスムーズに終わるから」が49.4%、「便利だから」が47.5%、「ポイントがたまるから」が31.7%と上位3者の顔触れは同じですが、1位と2位が3位を大きく離しています。なお、クレジットカードでは48.6%で2位だった「ポイントがたまるから」は31.7%にとどまっており、ポイントが付かない電子マネーが多いと推測されます。



<コード決済>

- ・コード決済も上位3社の顔触れはクレジットカードと同じですが、「ポイントがたまるから」が53.8%で1位となり、「便利だから」が52.3%で2位、「精算がスムーズに終わるから」が49.5%で3位と続きます。電子マネーとは逆にポイントが付くコード決済が多いと推測されます。



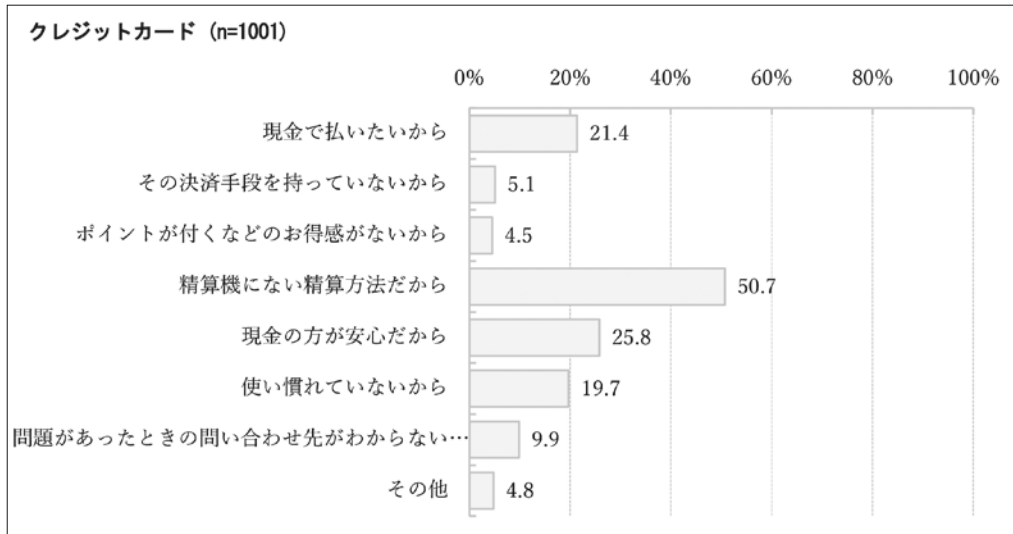
<3つの決済方法を比較して>

- ・それぞれの決済方法を使う理由を比較した場合、クレジットカードについては「精算機で使えることが多いから」が32.7%で4位に入っており、クレジットカード決済を採用している精算機が多いと推測されます。実際、クレジットカード決済を「よく使う」「時々使う」と答えたモニターは761人で、電子マネーの545人、コード決済の658人より多いです。なお、「精算機で使えることが多いから」の回答が22.9%で一番低かったコード決済が、実際の利用者では電子マネーよりも多かったのは、ポイントが付くために優先的に利用しているためと考えられます。
- ・どの決済方法でも「その他」を選んだ方は少ないですが、おもな回答は「小銭を出すのが面倒」「小銭がいや」など、小銭を使いたくないという内容でした。

Q4：「あまり使わない」「全く使わない」と答えた決済方法を使わない理由(プライベート利用時) ※複数回答

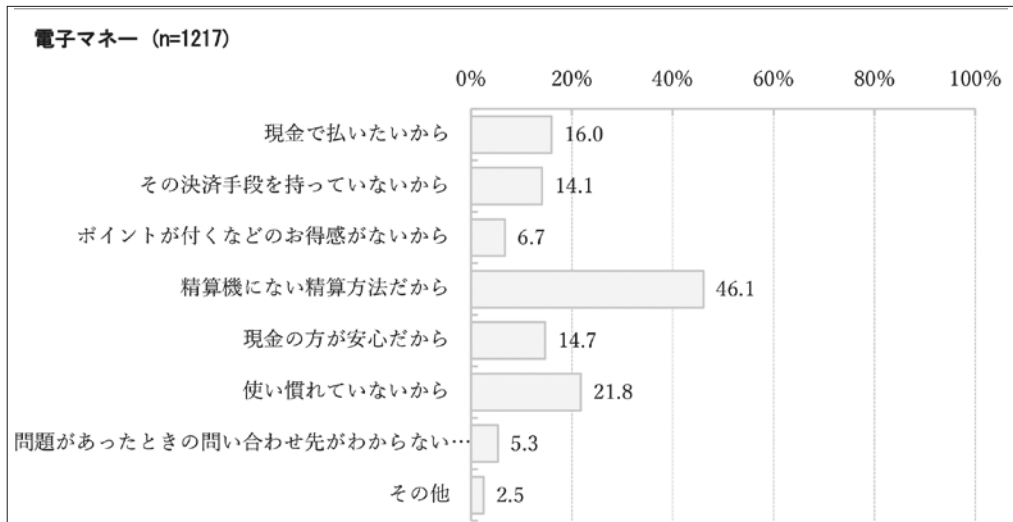
<クレジットカード>

・50.7%で断トツの「精算機にない精算方法だから」を除くと、「現金の方が安心だから」25.8%、「現金で払いたいから」21.4%、「使い慣れていないから」19.7%と続きますが、この回答からは、現金主義の強さがうかがえます。なお、「使い慣れていないから」という回答は、時間貸し駐車場におけるクレジットカード決済に慣れていないという意味に捉えるべきと考えられます。



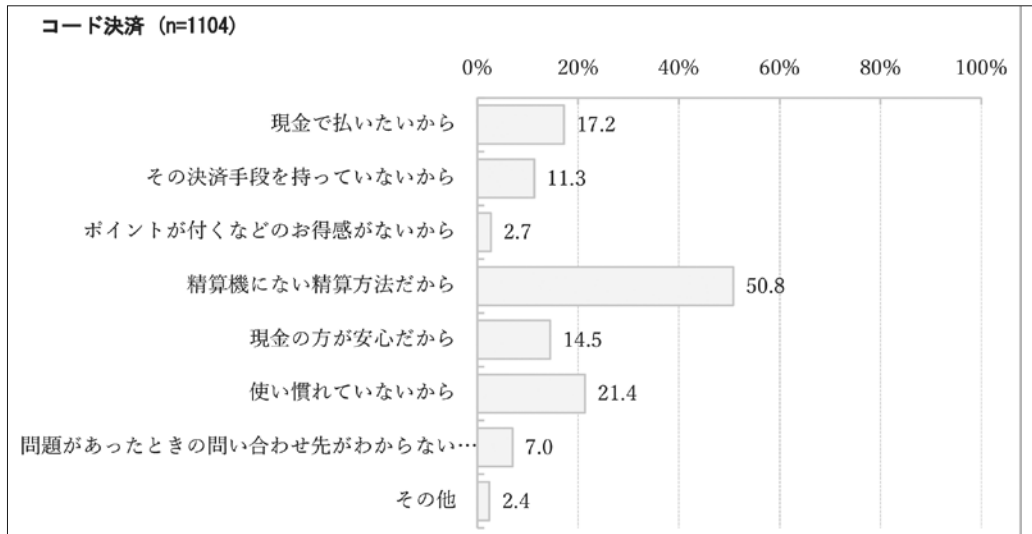
<電子マネー>

・クレジットカード決済同様、46.1%で断トツの「精算機にない精算方法だから」を除くと、「使い慣れていないから」21.8%、「現金で払いたいから」16.0%、「現金の方が安心だから」14.7%と続き、やはり現金主義の強さがうかがえます。



<コード決済>

- ・クレジットカード決済同様、50.8%で断トツの「精算機にない精算方法だから」を除くと、「使い慣れていないから」21.4%、「現金で払いたいから」17.2%、「現金の方が安心だから」14.5%と続き、やはり現金主義の強さがうかがえます。



<3つの決済方法を比較して>

- ・使わない理由については決済方法間で大きな違いは見られませんが、いずれも「精算機にない精算方法だから」という回答が50%前後と非常に高くなっています。裏を返せば「精算機にあれば使う」ということになりますので、キャッシュレス決済を導入することを検討しても良いのかもしれません。また、いずれも「使い慣れていないから」が20%前後となっています。慣れてくれるのを待つ、という考え方もあると思いますが、精算方法をわかりやすく明示するなどの工夫も必要と思われるます。
- ・使わない理由で「その他」を選んだ方の割合は、クレジットカードの場合が4.8%と他の2つに比べて高い(電子マネー：2.5%、コード決済：2.4%)ですが、多かった回答として「カードを出すのが面倒だから」「少額だから」各8件、「情報漏洩やスキミングが心配」5件などが挙げられます。なお、電子マネーでは「チャージが面倒・忘れる」3件、コード決済では「アプリを開くのにか時間が掛かる」7件、が主な理由として挙げられています。
- ・次号では本編に続く調査結果をご紹介します。



駐車場コラム



■ 地域観光経営における駐車場の新たな役割への期待 ～迷惑施設から財源を生み出す施設への転換を

東京都立大学都市環境学部 教授 清水 哲夫

〈良い体験を提供しながら生活の質を下げない観光地駐車場運用の重要性〉

日本では、観光地への一次交通の多くを自動車がカバーしている。仮に航空や鉄道で観光地を訪れたとしても、観光地内での円滑な移動のためにレンタカーを使用したいと考える読者も多いだろう。地域では、大型二種免許保有者の高齢化と新規取得者の伸び悩みが重なり、バス運転手の確保がどんどん難しくなっている。このままでは、地域の観光地での自家用車やレンタカーへの依存はますます加速してしまうし、近年、その流れはインバウンド観光客にまで及びつつあると聞く。

公共交通サービスレベルが低い観光地で困ることの一つに駐車場が挙げられるだろう。訪問する施設やスポットの集客ポテンシャルに比べて、駐車可能台数が少ない場合、駐車場待ち行列が発生する。駐車場が幹線道路に直接接続されている場合には、待ち行列が幹線道路上に展開し、自動車通行の安全性や円滑性を大きく毀損する。個人経営の小規模駐車場が集落に分散している場合には、駐車場を探すうろつき車両により、住民やそぞろ歩きする旅行者の安全性を毀損するだけでなく、駐車待ち車両の騒音や排気ガスも大きな問題になる。そして、長い駐車待ち時間による活動時間の減少は、地域での旅行者の体験価値を毀損することに加え、消費額の減少にもつながりかねない。

岐阜県白川村の合掌造り地区は、徒歩圏内に大型の公営駐車場を整備するとともに、観光客による集落内への車両乗り入れを規制することで地区内の良好な歩行環境を創出し、地域住民の生活の質の改善と観光客の体験価値の向上に寄与した、観光地交通マネジメントの好事例である。2001年から社会実験を繰り返し、長い検証と合意形成の期間を経て、2014年から本格運用を始めている¹⁾。

〈地域観光の課題解決に貢献できる駐車場マネジメントの試行経験〉

15年ほど前に交通学の専門家として本格的に観光学の世界に入った筆者としては、白川村の取り組みにある種の憧れを抱いていたところ、2016年度に、八王子市高尾山口駅地区で駐車場とまちづくりを連動させる構想の実践研究を所属大学の同僚と実施する機会を得た。その経験が本稿の着想の原点になっているため、少し長くなるが紹介したい。

この構想では、同地区にある駐車場を地域の観光まちづくり組織が一体で管理し、完全事前予約制にした上で、需要に応じた料金設定で収益最大化を目指し、増益をまちづくり活動の原資とすることを狙っていた。それまでも、観光地の駐車場収入を観光協会の運営経費に充てる

仕組みが確認されていたが、より広範なまちづくり活動経費の調達までも視野に入れた、従来にはない着眼点であった。

高尾山には年間約300万人が訪れるが、その多くは鉄道を利用する。しかし、圏央道が開通して直近に高尾山インターチェンジが設置され、自動車による来訪圧力は確実に増加していた。八王子市が確認したところ、当時、同地区には、公共と民間を併せて約1,000台の駐車マスがあった。しかし、国道沿いに立地する商店や、集落内のちょっとした敷地で個人が経営する小規模駐車場も多く、ゴールデンウィークや紅葉シーズンを中心に、駐車場への呼び込みに起因する国道の渋滞発生や、集落内のうろつき交通が顕著な課題となっていた。

これらの駐車場では、例えば1日1回1,000円のような料金設定を行っていた。例えば紅葉シーズンでは、ケーブルカーやリフトで高尾山の中腹に向かい、山中で数時間滞在して紅葉を楽しむ下山する行動パターンが支配的であると見られた。この場合、駐車場は1日2回転することになり、駐車場係員は最低限、朝早くと午後早くの時間帯に駐車場に張り付かなければならない。

このような状況に対して、我々は「もっと駐車料金を高くしてもいいのでは?」、「係員を張り付かせない運用方法はないか?」、と考え、これらを実現するために完全事前ネット予約制を検討した。ある駐車場シェアサービス企業に参画してもらい、地区内の複数駐車場の協力も得て、紅葉シーズンに事前予告なしで当該企業のサイト上で実験を行った。すると、周囲の駐車場よりも高い料金設定にしたにもかかわらず、一定数の予約が成約したのである。

一方で、この構想実現に必要な駐車マス数を試算してみると、地区内外でもっと確保しないと話にならないことも理解できた。そのためには、差し当たって地区内の駐車場経営者の多くから構想に賛同を得る必要があったが、もちろん簡単に合意できる話ではなく、かつ地区内で河川親水空間整備計画が進行し始める事情に鑑みて、一旦ペンディングの決断を下し、現在に至っている(まだ諦めていない)。

なお、この構想をベースにした学術論文¹⁾²⁾³⁾を投稿したところ、これに興味を持った著名観光地を抱える自治体から相談があり、筆者が対策検討チームに参画することになった。しかし、その後新型コロナ期間に突入して検討は中断され、首長や行政担当者の交代で検討の方向性が変更され、構想は事実上お蔵入りとなった。現在は興味のある自治体からの声かけを待っている。

〈地域観光の課題解決に向けた事業経費や経営組織の活動経費の調達源としての駐車場料金〉

当時、観光界限ではDMO(日本では観光地域づくり法人(DMO)と呼ぶ)が注目され始めていた。DMOは、一言で言えば「地域観光経営の司令塔組織」であり、「観光事業の実践組織」である観光協会とは立ち位置が異なる。その後、日本のDMOでは国による登録制度があり、2025年10月の改正で安定的な財源調達を登録・更新要件とすることになった。本稿執筆時点で、全国に331団体あり、そのほとんどは自治体からの拠出金に依存している状況と見られる。近年、各地で宿泊税の検討が進み、本稿執筆時点で40以上の自治体が導入済、または検討中で、オーバーツーリズム対策経費などに加えてDMOの運営経費としても活用されることが期待されている。温泉観光地では入湯税を徴収しており、これも観光財源に活用されるケースが多い。

一方、宿泊施設の受入定員が少ない自治体では宿泊税や入湯税が期待できない。この場合、訪問者から効率的に確保できる財源を見つける必要がある。この観点でのホットな話題として、北海道美瑛町の白金青い池が挙げられる。青い池では、その美しい景色が世界的に有名になり、インバウンドを含めて多くの観光客が殺到するようになり、駐車場待ちなどのオーバーツーリズムが顕著な課題となっていた。そこで同町では検討委員会を設置し、2024年10月に、宿泊税に加えて、法定外普通税(ただし目的税ではない点に注意)としての駐車場利用税の設置を提言した⁴⁾。現在は導入に向けた調整が行われているが、成功すれば全国初の事例になると見られる。なお、先の白川村でも、駐車場管理費用とオーバーツーリズム対策費用の捻出を目的に、2025年10月に料金改定を行っている⁵⁾。

筆者としては、地域観光経営を担うDMO等の組織の運営経費やオーバーツーリズム対策経費、あるいは関連組織によるまちづくり活動の経費の確保のために、駐車料金に対する課税や協力金制度の導入を積極的に進めるべきだと考えている。その実現には、制度設計の研究もさることながら、観光事業者・駐車場オーナー・観光客といった広範なステークホルダーによる合意形成の方法論研究も急務である。

(参考文献)(URLは2026年1月5日現在)

- 1) 清水哲夫, 川原晋, 片桐由希子: 観光地における事前予約制駐車場利用に対する料金支払意思額の特性分析～高尾山地区における観光地マネジメント構想をサポートする駐車場マネジメントシステムの実現に向けて, 都市計画論文集, Vol.52, No.3, pp.782-787, 2017. <https://doi.org/10.11361/journalcpj.52.782>
- 2) 清水哲夫, 川原晋, 稲家雅斗, 賀佳恵, 永島 奨之, 竹本佳文, 西浦明子: ICTを活用した高尾山地区駐車場マネジメントシステムの考え方とその試行実験, 土木計画学研究・講演集, No.55, 2017. http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00039/201706_no55/55-03-01.pdf
- 3) 清水哲夫, 竹本佳文, 川原晋: 観光地駐車場における時間短縮, 事前予約制および付帯サービスの価値推計～高尾山地区における観光地マネジメント構想実現のための駐車場マネジメントシステムの導入を目指して, 都市計画論文集, Vol.53, No.3, pp.1335-1340, 2018. <https://doi.org/10.11361/journalcpj.53.1335>
- 4) 美瑛町観光振興の財源検討委員会, 2024. <https://www.town.biei.hokkaido.jp/files/00005900/00005928/20241119090611.pdf>
- 5) 村営駐車場利用料金改定のお知らせ, 白川村ホームページ, <https://www.vill.shirakawa.lg.jp/2840.htm>

情報発信「アンテナ」(第26回)

「買上割引情報収集システムの開発・導入」

株式会社銀座パーキングセンター

顧問 松澤 壮一

当社は、開かれた街(地域)で、各店舗・施設が買い物客・利用客に提供する駐車料金の買上割引サービスの付与情報を収集して、駐車料金に反映する仕組みを構築し、当社が運営する西銀座駐車場(東京都中央区銀座)で運用を開始したので紹介します。

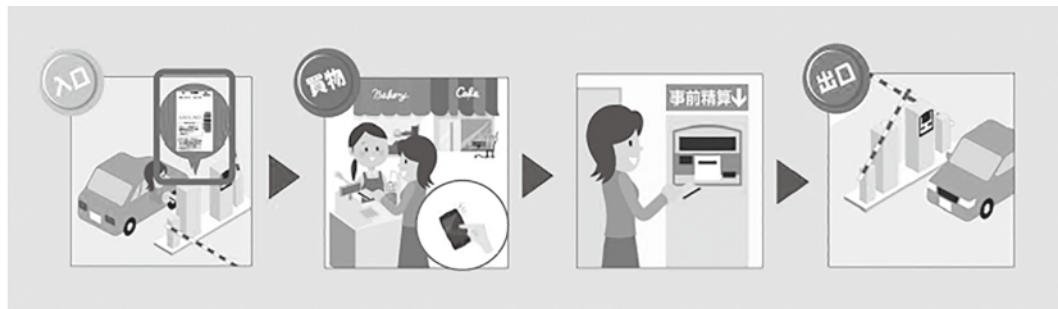
銀座の街の特徴は、高い地価、狭小宅地、狭隘道路で、街の開発を主導する大手デベロッパーはいません。このため、銀座の街は小振りのビルが多く、成り立ちや規模が異なる多様な店舗が多数集積して構成された商店街となっています。

当社は、会社のビジョンに「街のバックアップ駐車場」を掲げ、銀座の街における二つの機能(「交通機能(駐車場所の確保)」と「都市機能(街づくりとの連携)」)をバックアップすることを目指しています。そして、中央区及び銀座が目標とする「歩いて楽しい街 銀座」の考え方と連携して、地域内の附置義務駐車場機能を担い、銀座エリアにおける土地の有効利用や賑わいの連続性の確保など、包括的な街づくりをバックアップすることを目指しています。今回の買上割引情報収集システムは、会社ビジョンに基づき、開かれた銀座エリアの店舗・施設をロングテールにカバーできるようにするツールとして開発しました。現在、西銀座駐車場を利用している提携店舗・施設は80か所を超えます。現時点で30店舗以上において、今回のシステムを導入いただいております。順次拡大するとともに、新たな店舗等を提携先として受け入れることも可能な環境が整いました。

買上割引情報収集システムは、各店舗に今回開発したアプリを搭載したタブレット端末を配し、同端末で駐車券のバーコードを読み込みます。そして、施設の業態(店舗・ホテル等)や付与条件のニーズ(買上金額に合わせた設定等)に合わせて、タブレット端末上で、割引サービスをデジタルに提供します。開かれた街(地域)で利用者が買い物などをして得た複数店舗・施設からの駐車場の割引情報をアプリのサーバーに積み上げて収集する仕組みです。

収集した買上割引情報は、駐車場機器メーカーが算出する駐車料金の課金情報にマッチングさせることで、最終的に利用者が支払う駐車料金を算出する重要なデータになります。買上割引情報は、アプリのサーバーに蓄積した後、精算機等の駐車場サーバーに送信することで駐車料金の精算に反映されます。

＜買上割引情報収集システムのイメージ＞



* 画像出典元アマノ株式会社

駐車場の課金ビジネスには、利用者が実際に支払う方法(現金・クレジットカード・QRコード決済等)を手掛ける決済会社や、入場から出場までの時間をもとに駐車料金の課金情報を算出する駐車場機器メーカーなど、多くのプレイヤーがありますが、買上割引情報を収集する部分を手掛けるプレイヤーはいないので、駐車場事業者とし自ら開発に取り組みました。

従来の買上割引情報を収集する仕組みは、POS連動システム、認証機、駐車サービス券を用いるなどの方法があります。

(1)POS連動システム

商業施設等において、店舗がPOSシステムと連携する端末で駐車券に印字されたバーコードを読み込む等により、買上金額を集計(色々なやり方があるかと思いますが)して、駐車場の割引情報を収集します。収集された割引情報は駐車場システムのサーバーに送られます。同一POSシステムが利用されていることが前提なので、開かれた街(地域)の店舗への展開は難しいと考えました。

(2)認証機

駐車場機器メーカーの認証機を用いて、店舗が買上ごとに金額や割引時間を駐車券に記録・蓄積することで、駐車場の割引情報として収集されます。買上割引情報は、利用者が店舗で記録された駐車券を精算機に挿入することで駐車場システムに送られます。

店舗ごとに高額な認証機を設置する必要があり、開かれた街(地域)の店舗への展開は難しいと考えました。

(3)駐車サービス券

買上金額等に応じて各店舗からサービス券を配布し、利用者がサービス券を受け取ることで、利用者の手元に駐車場の割引情報(サービス券の枚数)が蓄積・収集されます。買上割引情報は、利用者がサービス券を精算機に1枚ずつ挿入することで駐車場システムに送られます。

各店舗に予めサービス券を配置・補充しておく必要があり、開かれた街(地域)の店舗をロングテールにカバーする展開・維持には労力がかかります。また、駐車券は金券と同様なので、店舗側で厳格な管理が必要になります。

(4)今回のシステム

店舗がタブレットのアプリで駐車券のバーコードを読取り、買上に応じたサービス(付与割引時間を入力)を入力し、アプリのサーバーに蓄積することで、駐車場の割引情報が収集されます。買上割引情報は、アプリのサーバーから駐車場システムのサーバーに送信されます。店舗ごとにタブレットを配置する必要がありますが、すでに店舗管理で導入されている場合にはアプリのインストールのみで済みます。

最終的な姿は「デジタル駐車サービス券」とも言えますが、今回のシステムの本質は、開かれた街(地域)で利用者が買い物をして得た複数店舗・施設からの駐車料金の割引情報を収集する仕組みの構築であり、駐車サービス券のレス化を目指したものではありません。

また、駐車券そのもののレス化の動きもありますが、一般的な駐車場では、利用者が入場する際には、駐車場内を移動する車との事故を避けるために入場ゲートで一旦停止する必要があります。この際に、駐車券を発券機から取ることは、利用者にとって大きな負担や時間のロスにはならないと考えました。

本誌においては、技術的な詳細・仕様の紹介は割愛しますが、今回の買上割引情報収集システムのアプリの開発は、当社の駐車料金の精算システムを担っていただいているアマノ株式会社と連携し、当社でシステムの要件定義を策定してアプリの開発をお願いしました。

アプリを搭載するタブレットのOSのバージョンアップが想定されることも踏まえて、なるべくアプリ内の計算等はシンプルにすることとしました。また、店舗の現場においても、お客様に付与するサービス時間を入力するだけのシンプルな操作としました(店舗で付与時間の上限設定等の管理を行うことは可能。なお、入力とは該当する車が在車している場合に限られます)。

<アプリの操作例>





メニュー画面に表示された「バーコード読取」をタッチし、バーコード読取り画面へ進みます。



読取画面の線部(実アプリでは赤線)が駐車券のバーコードと重なるようにしてカメラでバーコードを読取ります。読取りが成功すると自動で割引画面に進みます。



付与する割引サービス時間を選択します。割引サービス時間を選択したら、「次へ」をタッチし、確認・登録画面に進みます。



割引サービス時間の付与内容を確認し、「登録」をタッチすると割引サービスの付与が完了します。

各地駐車協会だより

■ 埼玉駐車協会の紹介

埼玉駐車協会 会長 中村 茂

埼玉駐車協会は、初代会長逸見敬一氏の提案により昭和55年頃大宮駅を中心とした駐車場経営者の有志が集まり、大宮駐車協会として発足しました。その後全日本駐車協会の会員として入会し、大宮市が平成13年5月にさいたま市に吸収合併された際、埼玉駐車協会と名称を変更し今日に至っています。

その後、会員数も徐々に増えてきましたが、平成25年ごろから世代交代や事業の縮小で会員数が減少し、さらに令和に入ってからコロナの発生で活動が停滞したため、令和5年、第43回の総会において、役員改選を行い、会員増強を目標とし、新たな活動を開始しました。

1. 活動状況

コロナ禍の中、活動がストップする状態になり、新年会、総会、研修等がなくなり、会員の中には退会したいとの申し出が始めたり、会費の納入が遅れたり辛い時期がありました。

しかし、令和6年2月に5年ぶりで新年会を開催したところ、予想以上に参加者があり、嬉しいスタートとなりました。

現在は、退会者を増やさないために、どんな研修を実施すべきか、検討中です。

2. 埼玉県はこんなエリア

埼玉県は武蔵野の国と言われ、明治初期には22郡から成り立っていました。

大宮氷川神社に一宮が置かれ、明治3年に天子様(明治天皇)が氷川神社を行幸。明治維新の廃藩置県で、武蔵国は埼玉県、東京都、神奈川県(横浜市、川崎市)に3分割されました。

明治4年、埼玉県が発足。現在、埼玉県の人口は730万人を超え、東京、神奈川の次に発展してきました。

また、埼玉県は関東平野の内部に位置する内陸県で、東西に103km、南北に52km、面積は3,800km²で、山地が3分の1、平野が3分の2で、風水害は比較的少ないことに加え、快晴日が多く、暮らしやすい地域です。

また、主な河川は、秩父山系を源とする荒川と利根川です。

A 県庁所在地

明治維新により、明治2年に大宮県、浦和県、そして明治4年11月14日に埼玉県として発足し、浦和宿に県庁が置かれました。

その後浦和町、浦和市として、県庁をはじめ、裁判所、市役所が置かれ、埼玉県の行政の中核として発展してきました。

平成に入り、さいたま市として合併が行われ浦和区、大宮区、中央区、岩槻区として行政区分が分かれました。

B さいたま市浦和区

さいたま市浦和区は、埼玉県の南東部に位置する県庁所在地です。

古くは中山道の宿場町として発達してきた歴史を持ち、浦和駅は明治16年7月、国鉄が上野駅、熊谷駅間を開業した際に開業。現在はJR京浜東北線、宇都宮線、高崎線、湘南新宿ラインの4路線が乗り入れています。

本市は、平成13年5月に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生し、平成15年4月1日には全国で13番目の政令指定都市へと移行しました。

さらに、平成17年4月1日の旧岩槻市との合併を経て、関東圏域を牽引する中核都市として、成立しました。

C 埼玉スタジアム(サッカー場)

30haの「埼玉スタジアム公園」内にある主要施設で、規模・設備の両面において世界最高水準のスタジアムです。

D サッカー 浦和レッズ

浦和レッドダイヤモンズ(英: Urawa Red Diamonds)は、日本の埼玉県さいたま市をホームタウンとする、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)に加盟するプロサッカークラブで Jリーグ創設当初からのチーム、オリジナル10の1つです。

クラブ名は、創立の平成4年4月から平成8年1月までは「三菱浦和フットボールクラブ」。愛称「レッドダイヤモンズ」でした。

平成8年2月にクラブ名を「浦和レッドダイヤモンズ」に変更しました。

ただし、創立時より、ほとんどの方から「浦和レッズ」の呼称で呼ばれています。

E さいたま市大宮区

国鉄大宮駅を起点として、東北本線、高崎線、上越線、川越線の分岐点となり、蒸気機関車の操車場により、関連企業が進出し新たな産業が創造し、国鉄、企業人の街となり、大宮の経済を牽引して来ました。

現在その操車場跡地には鉄道博物館が開館し、多くの来場客で賑わっています。

また、大宮駅には新幹線6路線、JR在来線は京浜東北線、宇都宮線、高崎線、埼京線、川越線私鉄路線として東武野田線、埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)の合計13路線が結節するなど、交通アクセスの良さが魅力で、東日本の玄関口として発展しています。

一方、伝統的な技術、文化や風土は歴史的経緯から、本市の固有のものとして発祥し、一定の集積をなし、現在もその伝統性を維持しながら経済活動を行っています。

「岩槻の人形」「大宮の盆栽」「浦和のうなぎ」の3つの産業をさいたま市伝統産業に指定しています。

F さいたまスーパーアリーナ(イベント会場)

さいたまスーパーアリーナは、さいたま市中央区新都心にある多目的アリーナ。

収容人数は最大37,000人で、コンサートやスポーツイベント、展示会など、さまざまな用途で利用されています。

さいたま新都心駅に直結しているため、アクセスが非常に良く、大宮駅からは電車で約5分という近さもあり、多くの来場者に好評です。

周辺には大型ショッピングモールや国の行政機関があり、オフィスビルも立ち並び、イベント前後に食事や買い物を楽しむこともできます。

大宮駅からのアクセスのよさと、充実した周辺施設により、さいたまスーパーアリーナは首都圏を代表するエンターテインメント施設となっています。



G さいたまスーパーアリーナ駐車場

さいたまスーパーアリーナ駐車場は、さいたま新都心の西口にある駐車場です。

「けやきひろば駐車場」を加えた2か所の駐車場は、埼玉駐車協会会員の日本ガレージサービス(株)が管理運営しています。

さいたまスーパーアリーナ駐車場 292台(機械式0台)

けやきひろば駐車場 177台(機械式118台)

H サッカー 大宮アルディージャ

昭和44年に結成された「電電関東サッカー部」が母体となり、平成10年に誕生しました。「スポーツを通じて夢と感動をわかち合える、より良い地域社会の実現に貢献します。」という理念のもと、地域の発展に貢献できるよう活動を続けています。

3. 埼玉県観光名所

A 行田市

「埼玉古墳群」は、県名発祥の地「埼玉(さきたま)」にあります。

古墳群は5世紀後半から7世紀中頃にかけて、大宮台地の北端に連続して築かれた前方後円墳8基、大型円墳2基、方墳1基並びに小円墳群で構成される古墳群です。

(ア) 稲荷山古墳

古墳群の一つ「稲荷山古墳」より「金錯銘鉄剣(きんさくめいてっけん)」が発見されました。

鉄剣には、「辛亥(しんがい)に記した」と刻まれていました。

平城京ができるよりも約240年前に、この地「武蔵国(現・埼玉県行田市)」には、豪族が住んでいたこととなります。

(イ) 行田の忍城(おしじょう)

関東七名城の一つとされる忍城は、室町時代の文明年間の初め頃に行田周辺を支配した領主成田氏が築城したといわれています。



時は戦国時代の終わり、豊臣秀吉の関東平定に際して、天正18年の石田三成の水攻めにも耐えたといわれる名城。「浮き城」の別名が生まれたと伝えられています。

(ウ) 行田の足袋

行田足袋(ぎょうだたび)は、埼玉県行田市に本社を置く企業が製造する足袋です。

江戸時代中期に産業として誕生し、以来、約300年にわたり行田は日本有数の足袋生産地として知られています。

(エ) 十万石まんじゅう

昭和20年太平洋戦争終戦後、砂糖の統制が解かれてまもなくの頃、旧忍藩十万石の地「行田」にその忍藩自慢のお米の形をしたしっとり白い肌のまんじゅうが産声をあげました。

行田名物として「十万石まんじゅう」と命名されました。

(オ) 吉見の百穴

吉見百穴(よしみひゃくあな/よしみひゃっけつ)は、埼玉県比企郡吉見町にある古墳時代後期の横穴墓群の遺跡で、横穴墓の数は確認できるだけで219基あります。

B 川越市

川越市はさいたま市、川口市に次ぐ35万人の人口を擁する埼玉県第三の都市です。

「小江戸(こえど)」で知られる観光都市で、年間700万人を超える観光客が訪れています。

川越は江戸時代に栄えた城下町であり、その面影を現在でも色濃く残しています。

漆喰が塗られた蔵造りの建物が作り出す、歴史情緒に溢れた景観は「川越」の大きな特徴です。

(ア) 菓子屋横丁

菓子屋横丁とは、川越市の観光名所の一つで、重厚な蔵造りの町並みが続く「一番街」を過ぎ、「札の辻」交差点を曲がり、最初の角を入った先に存在します。

全長200メートル程度の短い通りに昔ながらの菓子屋が並び、訪れた人にタイムスリップしたような懐かしさを感じさせます。

また川越城の一部、本丸御殿は現存しており、平成18年には「日本100名城」に選ばれました。

C 秩父市

(ア) 三峯神社

奥秩父の山中に鎮座する古社で、日本武尊 [やまとたけるのみこと] の創祀といわれ、御眷属 [ごけんぞく] (神の使い) として祀られる山犬(狼)の信仰で名高く、社名の「三峯」は、東方に連なる雲取山、白岩山、妙法ヶ岳を指します。

(イ) 長瀨

長瀨には、「長瀨岩畳」「長瀨ライン下り」「宝登山(ほどさん)神社」「宝登山ロープウェイ」「宝登山小動物公園」などの人気の観光スポットが多くあります。

「和食・鮎料理」「そば・うどん」「天然かき氷」などのご当地グルメも堪能できます。

(ウ) 板碑

板碑(いたび)は、主に供養塔として使われる石碑の一種です。

鎌倉時代から、武士の戦場での功績などを記させ、子孫に残したと思われます。

のちに徳川時代から始まる家制度の原型ではないかと言われてます。

なお、板碑があるところに、お寺が建立されていることが多いです。

板石卒塔婆、板石塔婆と呼ばれ、特に典型的なものとしてイメージされる武蔵型板碑は、秩父産の緑色片岩を加工して造られるため、青石塔婆とも呼ばれてます。

(エ) 高麗郡(こまぐん)

霊亀2年、武蔵国に高麗郡が置かれました。

高麗とは、かつて朝鮮半島中北部から中国東北部を領有した高句麗(こうくり)を指します。

高句麗滅亡前後、多くの高句麗人が日本に移り住みました。

『続日本紀(しょくにほんぎ)』によれば、高麗郡建郡当初、東国7ヶ国に住む高麗人1,799人が武蔵国に移住したとあります。約1200年間続いた高麗郡は、明治29年入間郡に組み入れられて、その名が消えました。

高麗郡が廃止された明治29年には鶴ヶ島市を始め、川越市、狭山市、入間市の一部を含む広域にわたっていました。平成28年高麗郡建郡から1300年を迎えました。

(オ) 新羅郡(しらぎぐん)

『続日本記』によれば、渡来人を中心に郡が置かれた「高麗郡」が霊亀2年旧新座郡の前身である新羅郡は天平宝字2年に設置されたといわれています。

「日本に帰化した新羅の僧32人、尼2人、男19人、女21人を武蔵国に移住させ、はじめて新羅郡をおいた」と記録されています(『続日本記』)。

時代は奈良時代の半ばを過ぎたころで、新羅郡は武蔵國のなかではもっとも新しくつくられた「郡」です。

(カ) 大宮鉄道博物館

鉄道博物館は、元々は、東京・神田(万世橋近く)に「交通博物館」という鉄道系の博物館がありました。

その博物館は平成18年5月に閉館し、展示品の多くが埼玉・大宮に新設された「鉄道博物館」に移されました。

そして、JR東日本創立20周年記念事業のメインプロジェクトとして、平成19年10月14日、さいたま市大宮区に開館しました。

館内は車両・歴史・仕事・科学・未来の5つのステーションに分け、多彩な切り口で人と鉄道の豊かな物語を展開する博物館へと生まれ変わりました。

(キ) 所沢航空発祥記念館

明治44年、日本初の飛行場として開設された「所沢飛行場」を記念した展示施設で平成5年、開設されました。

ここでは航空機の飛行原理、航空技術や歴史などを紹介し、模擬飛行体験ができるフライトシミュレータ、スペースウォーカー(低重力体験装置)、ワークショップ、大型映像館などで楽しみながら理解することができます。

4. 埼玉の三大銘菓

草加せんべい：余った団子を潰して焼いたのが始まりと言われます。米の選び方と生地作り方が味の8割を決めるといわれ、昔ながらの手作り製法が守られています。



川越の芋菓子：江戸時代にサツマイモ栽培が盛んだった川越で発展しました。

菓匠右門の「いも恋」はサツマイモとあんこを長芋ともち米の生地で包んだもちもちとした食感が特徴です。



熊谷の五家宝^{ごかほう}：文政元年から文政12年に「五嘉棒」として販売が始まり、「五穀は家の宝である」という意味を込めて現在の名前になりました。

もち米を薄く延ばして碎き、あられ状にしたものを円筒状に固め、きな粉をまぶしたお菓子です。シャキシャキとした食感と香ばしいきな粉の風味が特徴で、素朴でまろやかな甘さが楽しめます。



5. 埼玉駐車協会の現状と今後

埼玉駐車協会の会員は、ほとんどが各駅前に駐車場を経営しており、新しいビル、マンションが次々に建設され、商業施設が多数進出する中、変化する社会のスピードにどう対応するか悩みが尽きない日々を過ごしております。

また、地価が上がり、土地を所有している駐車場経営者としては固定資産税の増税は悩みの種です。

そこで、駐車協会としては、県内のそれぞれの地域の情報発信を行い、客を誘導しやすい仕組み作りが今後の課題と考えております。

また、地域の良さを発信するには、駐車協会だけでは無理で、地域ごとの町会、商店会、商工会議所等との連携が大切と考えられます。

来年度から会員訪問の際、商店会の方々との面談も併せて行い、地域の想いを直接伺い、それを埼玉駐車協会ホームページで情報発信できるよう、進めていきたいと思っております。

駐車場管理システムに先端技術を提供します。

株式会社 富士ダイナミクス

地域の再開発、土地空間の有効活用など駐車場は都市機能には欠かせないスペースとなっています。病院、ショッピングセンター、レジャー施設など、目的に合わせたシステムを提供します。

先端技術のご提供

■ Edy（電子マネー付）会員カードシステム

事前にチャージしているバリューから支払いが可能。現金でのやり取りがないため、安全且つスピーディーに精算できます。
ICカードに駐車場利用状況をポイントとして蓄積し、ポイントに応じた割引等のサービスにより、リピーターの獲得が可能となります。

■ DSRC連動・入退場システム

ETC車載器を搭載している車両は、自動ゲート開閉によるスムーズな入退場ができ、尚且つ決済の自動化によりキャッシュレスでの入退場が可能です。

駐車料金精算システム

■ 全自動出口精算システム

■ 車番認識システム

■ 認証システム

■ 出口有人精算システム

■ 機械式駐車装置連動システム

■ キャッシュレス精算システム

■ フラップ式精算システム

■ POS連動精算システム

■ 事前精算システム

■ 均一料金精算システム

入在庫管理システム

■ ICカードシステム

■ バスカードシステム

■ リサイクルカードシステム

■ チェーンゲートシステム

■ リモコンゲートシステム

駐車場管制システム

■ 車路管制システム

■ 駐車場満空管理システム

■ 各階台数計数システム

■ 車室在否管理システム

■ CCTV監視システム

三菱プレジジョン（株）代理店

株式会社 富士ダイナミクス

ホームページ <http://www.fuji-dynamics.co.jp/>

●本社 東京都目黒区青葉台1-28-9
TEL 03 (3793) 5411

●名古屋営業所 名古屋瑞穂区大喜町1-2-6
ロイヤル牛巻第1 2階
TEL 052 (883) 0700

●丸の内サービスセンター 東京都千代田区有楽町1-10-1
有楽町ビル 4階 421
TEL 03 (3287) 0594

●湘南サービスセンター 鎌倉市山崎 662-2
TEL 0467 (45) 6867

●相模原出張所 相模原市中央区矢部1-3-14
大河原ビル201号室
TEL 042 (730) 6611

●営業本部 東京都目黒区東山1-4-4
目黒東山ビル4階
TEL 03 (3793) 7411

●大阪営業所 大阪市東淀川区東中島2-9-15
TEL 06 (6325) 2761

●横浜サービスセンター 横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー29階
TEL 045 (224) 2256

●羽田サービスセンター 東京都大田区羽田空港 3-3-2
東京国際空港旅客ターミナルビル
三菱プレジジョン株式会社 内
TEL 03 (5756) 7245

●仙台営業所 仙台市太白区富沢1-11-21
TEL 022 (244) 5461

●福岡営業所 福岡市博多区中呉服町3-10
勝治呉服町ビル
TEL 092 (282) 3491

●湘南事業所 鎌倉市山崎 662-2
TEL 0467 (45) 6867

●さいたま出張所 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-9-1
浦和パーキングセンター内4F
TEL 048 (764) 9290



AMANO

「交通系ICカード」 だけで、入出場も決済も！

チケットレス駐輪場システム

駐車券・定期券の代わりに交通系ICカードを活用した
“チケットレス・キャッシュレス”のゲート式システム。

▶ 「チケットレス駐輪場システム」動画を見る



個別ロック式システム



駐輪場クラウドサービス



ゲート式システム

駐輪場のことならアマノにおまかせ！

調査・分析

開発設計

システム構築

設置・工事

保守メンテナンス

管理受託

経営受託

 **アマノ株式会社**

神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
(045) 439-1516
<https://www.amano.co.jp/Parking/>

これからの都市パーキングに、 三菱プレジジョン。



ロック板システム

小スペースでの駐車場運営に最適なシステムです。
規模に合わせたシステムをご用意します。



DSRC システム

駐車場出入口上に専用のアンテナを設置し、登録済みの DSRC 車載器搭載車両がくると自動でゲートが開きます。



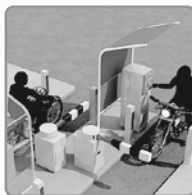
車番認識システム

駐車場出入口に設置したカメラでナンバープレート内の情報を記録。情報は文字データとして PC 管理できます。



駐輪システム

自転車・バイク両方の駐輪システムをラインナップ。
車両をロックやチェーンで個別に管理して 1 台の精算機で集中管理するシステムと、出入口をゲートで管理する 2 種類のシステムをご用意。
駐輪場の規模や立地環境に合わせたシステム構成をご提案します。



*駐車場の運営管理についても私たちにご相談ください。

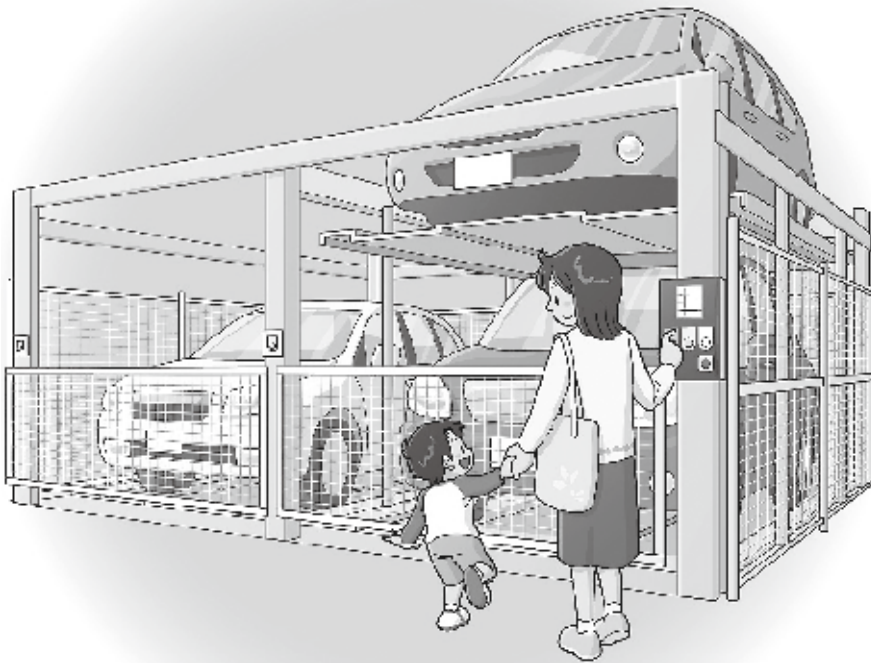


本社・営業本部
〒108-0075 東京都港区港南1-6-41
芝浦クリスタル品川 8 階
<https://www.mpcnet.co.jp>

お問合せ先
駐車場システム営業部 ☎03-6712-1732

中部支社	052-961-3557	静岡営業所	054-204-4505
関西支社	06-6484-7206	中四国営業所	082-546-2176
北海道営業所	011-213-7826	九州営業所	092-273-0880
東北営業所	022-216-4615		

**公益社団法人 立体駐車場工業会は、平成27年1月から
施行されました新大臣認定制度の登録認証機関です。**



公益社団法人 立体駐車場工業会とは—

平成27年1月1日施行の駐車場法施行規則の認証機関として登録されました。

大臣認定制度に規定された「安全機能に関する基準」をクリアする当工業会が定めた「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」に基づき、審査・認証を厳格に実施してまいります。

その他、従来審査・認定をしていた車いす使用者対応等の認定も行います。

「安全で便利で信頼性の高い駐車場の提供」これが当工業会の願いです。

人にやさしい機械式立体駐車場の普及に努めています。



公益社団法人 **立体駐車場工業会**

Japan Parking System Manufacturers Association Incorporated

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目9番9号 SHビル6階

TEL. (03) 5542-0733 FAX. (03) 5542-0735

ホームページ <https://www.ritchu.or.jp/>

あらゆる駐車場に対応した総合メンテナンス会社

日本全国 24時間365日 大小問わず 合理的な料金でOK!!

日本駐車場救急サービス株式会社

■会社概要

当社は、平成5年12月、駐車場関係諸官庁、団体、メーカー等のご要請により、業界の健全な発展のため、自動車業界のJAFを模して、駐車装置の保守サービス専門会社として設立されました。当社は日本全域24時間体制のもと、合理的な料金で対応できるネットワークで構築されております。

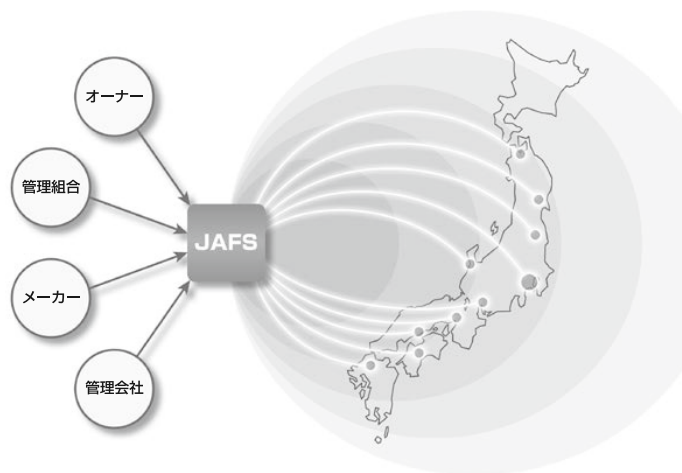
業務の内容は、定期メンテナンス（点検、調整、給油）24H故障対応、補修工事などを行います。

JAFSのアフターサービスシステムは、単なるメンテナンス工事の下請けではありません。

アフターサービス、メンテナンスのデータを収集・分析して、的確にフィードバックし、機器の改善、開発、更にはリプレースにも貢献します。

貴社のアフターサービス活動そのものをお引き受けするアウトソーシングシステムです。

社名	日本駐車場救急サービス株式会社
代表者	代表取締役 森井 清
設立	1993年(平成5年)12月
資本金	2,000万円
社員数	40名
事業内容	1.駐車場、駐輪場設備の保守管理及び緊急出動 2.駐車場、駐輪場の遠隔監視及び警備 3.駐車場、駐輪場の建設及び修繕工事 4.駐車場、駐輪場の運営管理
機械器具設置工事業	東京都知事許可 第104599号
警備業認定	東京都公安委員会 第2380号
支店	大阪 大宮 金沢 福岡 名古屋



定期メンテナンス



点検、調整、給油

補修工事



定期点検で発見された不具合を迅速に補修、修理

緊急出動



24時間体制でスタッフが徹底監視！お客様のご要望に合った各サービスステーションへ

全国実績及びサービスステーションネットワーク (2011.1.1 現在)

全国実績

東北地区	10件	250 バレット
関東地区	2,300件	58,000 バレット
中部地区	200件	6,000 バレット
関西地区	300件	10,000 バレット

中国・四国地区	150件	3,500 バレット
九州地区	100件	2,500 バレット

合計 約3,060件 約80,250バレット

一般社団法人東京駐車協会賛助会員

【お問い合わせ】 日本駐車場救急サービス株式会社

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-9 TEL.03-3663-1755 FAX.03-3663-1750 URL.https://www.jafs99.co.jp/



日本信号は、「安全と信頼」のテクノロジーをもとに、
より快適な交通社会の実現を

これからも目指し続けます。

 日本信号株式会社
NIPPON SIGNAL

www.signal.co.jp/

■AFC事業部 AFC営業部
〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1 (新丸の内ビルディング13階)
PHONE:(03)3217-7373 FAX:(03)3217-7377

■大阪支社 交通システム営業部
〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4(大阪富国生命ビル 8階)
PHONE:(06)6312-3856 FAX:(06)6312-8597

■北海道支店 ■東北支店 ■中部支店 ■九州支店

◆ PARKING NOW ◆

■ 障害者等用駐車スペースの“適正利用”を実現する次世代運営モデル ～アプリ×ハードで現場課題を解決する 「VEEMO Welfare(ビーモ ウェルフェア)」

VEEMO 株式会社 代表取締役 米山 玲男

1. 障害者等用駐車スペースを取り巻く社会的環境

商業施設、空港、病院など、多くの駐車場において「障害者等用駐車スペース」の設置が進んでいます。

一方で、本来の利用対象ではない健常者による不適切利用は、長年にわたる課題となっています。

JAFが実施したアンケートでは、利用者の約7割が「不適切利用と思われる体験がある」と回答しており、この問題は個別施設の努力だけでは解決が難しい社会課題として顕在化しています。(2022年04月28日JAF『「思いやり駐車場」に関するアンケート』より引用)

そのような中、令和5年3月に国土交通省により「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」が制定されました。さらに令和6年4月には「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されています。

これにより、駐車場においても「障害者等用駐車スペースの不適切利用防止に向けた合理的配慮」が求められるようになり、事業者として具体的な対策が必要な状況となっています。

2. 現行対策の限界 — カラーコーン×人力運用の課題

多くの駐車場では、カラーコーンによる簡易対策や、警備員による声掛けといった方法が取られています。しかし、これらの対策には大きな課題があります。

カラーコーンを用いた対策では、車椅子利用者の方が駐車する際に、一度車を降りてコーンを移動させる必要があり、「第二のバリア」とも呼ばれています。また、健常者と思われる方への警備員による声掛けは、クレームにつながるリスクがあるほか、人手不足や人件費の高騰により、継続的な運用が難しくなっています。



そのような中で、現在求められているサービスは、以下の3点を満たすものです。

- ① 障害者手帳の有無を確認できること
- ② 物理的に車室をブロックできること
- ③ 利用者自身で完結できること

3. VEEMO Welfareについて

「VEEMO Welfare(ビーモ ウェルフェア)」は、アプリ × ハード × デジタル障害者手帳を組み合わせることで、障害者等用駐車スペースの不適切利用を防止するサービスです。



【サービスの特徴】

① デジタル障害者手帳「ミライロID」との連携

ミライロIDと連携することで、障害者手帳を保有している方のみがアプリから機器を操作できます。登録済みユーザーのみが利用可能となるため、手帳の有無を自動的に確認できます。

② 車室を物理的にブロックし、不適切利用を防止

ハードによって車室を物理的に制御することで、健常者による「停めてしまう」行為を構造的に防止します。

③ アプリ完結型で、施設人員を必要としない運用

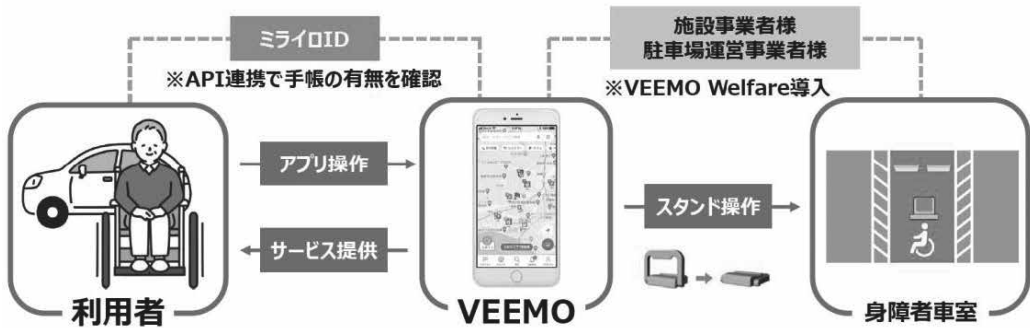
利用者自身がアプリから操作するため、現地での人員対応が不要となります。

④ 満空配信・予約機能による利便性向上

アプリから車室の満空状況を確認できるほか、予約・利用・決済までをアプリで完結することが可能です。

これらにより、適正利用の担保、運営負荷の削減、利用者満足度の向上を同時に実現する仕組みを構築しています。

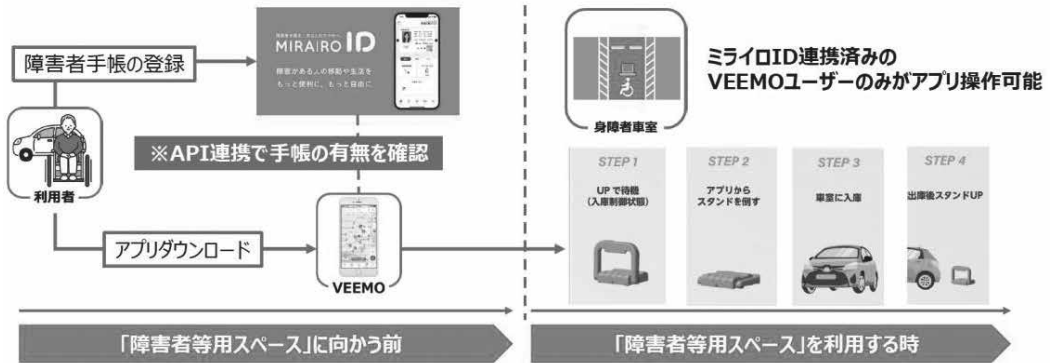
【サービス展開イメージ】



4. サービス利用イメージ

【サービス利用までの流れ】

- ① VEEMOアプリをダウンロード
- ② ミライロIDを連携し、手帳の有無を確認
- ③ 対象車室へ向かい、アプリからスタンドを操作
- ④ 入庫から出庫まで、すべてアプリで完結



【アプリ操作イメージ】

- ① マップから利用する駐車場・車室を選択
- ② アプリからスタンドを倒す
- ③ 出庫時は操作不要で、自動的にスタンドが上昇



5. 導入事例について

■成田国際空港株式会社

【導入背景】

従来の障害者専用駐車スペースは予約ができず、現地に行かなければ空き状況が分からないという課題がありました。実際に、満車のため駐車できず、結果として飛行機に搭乗できなかったという深刻なケースも発生しています。

成田国際空港では、こうした状況を受け、多くの利用者から「安心して駐車できる環境を整えてほしい」という要望が寄せられており、その解決策として、2025年5月末より本サービスの導入を開始しました。

【解決した課題】

① 車外に出ずに入庫可能で、身体的負担を軽減

一般的な予約型カラーコーン設置方式では、車椅子利用者が自力でコーンを動かす必要がありました。本サービスでは、その手間を一切なくしています。



一般的な予約方式

一度、車を降りて動かす必要がある



VEEMO Welfare

車内から、アプリでスタンドを操作

② ミライロIDとの連携による手帳確認の自動化

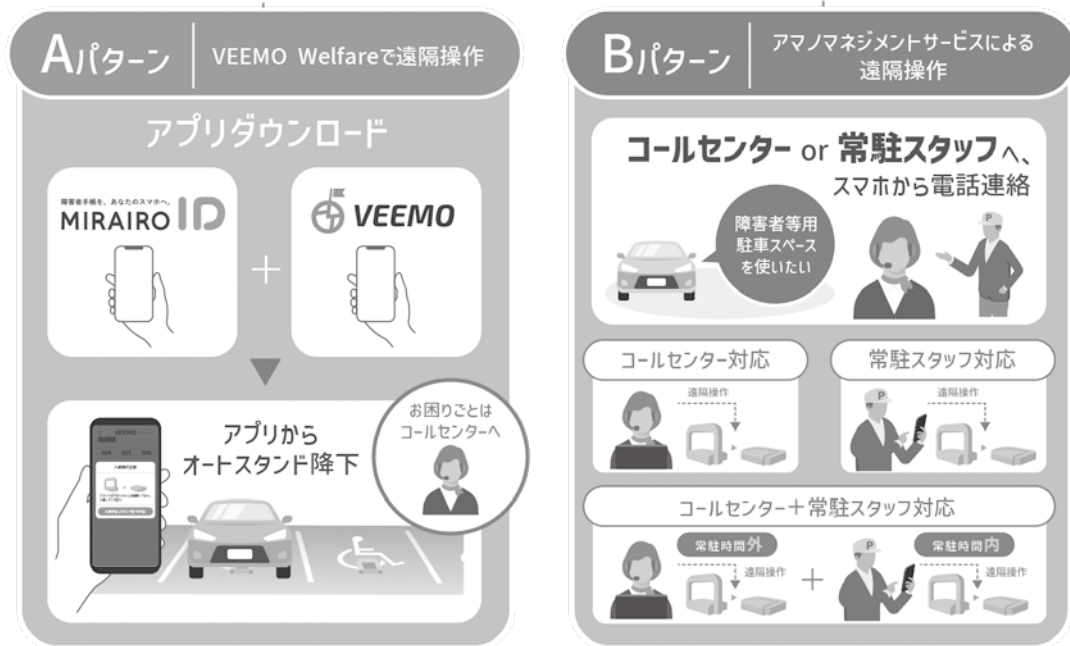
デジタル障害者手帳「ミライロID」と連携し、障害者手帳の有無を確認したうえで、予約・利用が可能となります。不適切利用を防ぎ、適正利用を実現しています。

■アマノマネジメントサービス株式会社「パーミット+（パーミットプラス）」

アマノマネジメントサービス株式会社では、「VEEMO Welfare」と同社のコールセンター機能を組み合わせた「パーミット+（パーミットプラス）」を展開しています。コールセンターを活用することで、一時的な怪我や妊娠中の方なども、電話連絡によりオペレーターが遠隔で機器を操作し、利用できる仕組みを構築しています。

パーミット+ (パーミットプラス)

Aパターン/Bパターン 単独サービス提供も可能
ABミックスで提供も可能



6. 今後の展望

障害者差別解消法の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、現在多くの事業者様よりお問い合わせをいただいております。全国展開を進めています。

また、兵庫県主催の「ひょうごTECHイノベーションプロジェクト」にも採択され、兵庫県内の公共施設において実証実験を実施しています。2026年度以降は、公共施設での普及もさらに強化していく予定です。

7. 最後に

障害者等用駐車スペースの運用に課題をお持ちの施設事業者様、駐車場事業者様がいらっしゃいましたら、ぜひお気軽にご連絡ください。本記事をご覧になった旨をお伝えいただければ、トライアルからの導入も可能です。

contact@veemo.jp

まで、お気軽にお問い合わせください。

- 全日本駐車協会、東京駐車協会の会員であるランディット株式会社はForbes JAPAN「2026年注目の日本発スタートアップ100選」に選出され、同時に「日本の起業家ランキング〈みずほ〉賞」を受賞しました。

ランディット株式会社 コーポレート本部 副本部長
経営管理ユニットマネージャー 藤野戸 孝史

ランディット株式会社(本社：東京都港区、代表取締役：藤林 謙太 以下「ランディット」)は、ビジネス誌『Forbes JAPAN』が発表する「時代を担う新星たち 2026年注目の日本発スタートアップ100選」に選出されました。また、同時に「日本の起業家ランキング」において、みずほ銀行が選出する特別賞「日本の起業家ランキング〈みずほ〉賞」を受賞しました。



授賞式で「日本の起業家ランキング〈みずほ〉賞」のトロフィーを掲げる藤林代表取締役

「時代を担う新星たち 2026年注目の日本発スタートアップ100選」について

『Forbes JAPAN』2026年1月号の特集「日本の起業家BEST10」内企画として、日本発の次世代スタートアップを100社選出するリストです。資金調達実績や成長性に加え、社会課題の解決への貢献度などを基準に、2026年以降の飛躍が期待される企業を取り上げられています。

「日本の起業家ランキング〈みずほ〉賞」について

「日本の起業家ランキング」は、『Forbes JAPAN』が毎年発表する、日本を代表する起業家を選出するランキングです。そのパートナー企業であるみずほ銀行は、ランキング評価委員会による審査とは別に、同社の独自審査にもとづき、テクノロジーやビジネスモデルを通じて日本経済・社会に大きなインパクトを与えるスタートアップを「〈みずほ〉賞」として選出しています。

2026年度

団体パーキング保険募集開始について

～2月2日(月)より開始～

2018年4月1日に、会員の皆さま向けに駐車場管理のリスクに対応した団体保険制度「団体パーキング保険」を創設して以来、契約数が順調に推移すると共に、ご加入者さまからは高いご評価をいただいております。

この保険は、当協会を保険契約者とする団体保険であり、保険料メリット(団体割引、安全対策割引、規模割引)のある、当協会会員のみを対象とした商品となっております。

つきましては、皆さまの駐車場の更なる安全対策の向上に向け、本保険へのご加入を是非ご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

募 集 開 始：令和8年2月2日(月)

保険期間開始：令和8年4月1日(水)(*)

(*)令和8年3月13日(金)が申込締切日となりますが、それ以降の中途加入も可能です。(その場合、保険期間開始は申込日の翌月または翌々月からとなります)

ご契約(ご加入)にあたって

当協会のホームページに2026年度版パンフレットを掲載しております。トップページ右側にある団体パーキング保険のバナーをクリックしてご覧ください。

尚、ご不明な点は下記にお問合せください。

<お問合せ先>

一般社団法人全日本駐車協会 TEL03-3528-8305 佐藤

「PARKING NOW」掲載情報提供のお願い

事務局では皆様から「PARKING NOW」に掲載する情報の提供を募集しています。

以下の様な駐車場に係る情報がございましたら、是非ご連絡をお願いします。

- ・新規開場した駐車場や既存駐車場リニューアル事例等会員に参考になる情報
 - ・駐車場に関連する各種トピックス
 - ・駐車場を取り巻く自治体の動き
- など

《連絡先》

一般社団法人全日本駐車協会 ☎ 03-3528-8305

e-mail: info@japan-pa.com

PARKING IN TOKYO

一般社団法人東京駐車協会

■ 一般社団法人東京駐車協会定例理事会報告

理事会が下記の通り開催されました。

「第4回定例理事会」

開催日：令和7年11月27日(木)16時～16時44分

場 所：日本工業倶楽部会館4階第4会議室

議 題：決議事項 1. 委員会委員の選任について

報告事項 1. 会員異動について

2. 令和7年度上半期予算執行状況について

3. 各種活動報告及び今後の予定について

4. (一社)全日本駐車協会関係事項について

5. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告

6. その他

■ 令和8年度第1回定例理事会のご案内

日 時 令和8年4月14日(火)12時～(予定)

場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和8年度第2回定例理事会のご案内

日 時 令和8年5月13日(水)15時30分～(予定)

場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和8年第59回定期総会のご案内

当協会では、令和8年第59回定期総会を開催いたします。

詳細が固まり次第、追ってご案内いたしますので、ご予定置きください。

日 時 令和8年5月13日(水)16時～17時(予定)

場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 委員会報告

○委員会が下記の通り開催されました。

[総務委員会]

開催日：令和7年11月12日(水)

方 法：オンライン

議 題：9月定例理事会の取止めについて

■ 諸会議等報告

○その他の会議等が下記の通り開催されました。

<警視庁 交通部>

・第43回東京都駐車対策協議会

令和7年12月2日(火)警視庁新橋庁舎1階大会議室

<大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会>

・大手町・丸の内・有楽町地区 地域ルール運営委員会(第83回)

令和7年12月4日(木)大手町ビル

・第23回総会・第23回理事会

令和7年12月11日(木)3×3Lab Futureサロン

— 事務局だより —

■ 令和7年事務局長会議報告

- 日 時 令和7年11月7日(金) 13時～19時
- 場 所 日本工業倶楽部会館4階第4会議室
- 議 題
1. 令和7年度役員及び委員会委員の構成について
 2. 各種活動報告並びに今後の予定について
 3. 令和7年度収支予算(上半期)執行状況について
 4. 委員会報告について
 5. その他
 6. 各地駐車協会状況報告
- 見 学 会 Japan Mobility Show 2025 視察@東京ビッグサイト
- 意見交換会 くいもの屋わん 新橋店

■ 令和8年度第1回理事会のご案内

- 日 時 令和8年4月10日(金) 12時～(予定)
- 場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和8年度第2回理事会のご案内

- 日 時 令和8年6月10日(水) 15時～(予定)
- 場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和8年第65回通常総会のご案内

当協会では、令和8年第65回通常総会を開催いたします。

詳細が固まり次第、追ってご案内いたしますので、ご予約ください。

- 日 時 令和8年6月10日(水) 15時30分～19時30分(予定)
- 場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

※通常総会終了後に講演会、意見交換会を予定しています。

また、翌6月11日(木)～12日(金)に見学会を予定しています。

(講演会・意見交換会・見学会は東京駐車協会との共催)

■ 令和8年新春駐車場研修会のご案内

当協会では、当協会および(一社)東京駐車協会、(公社)立体駐車場工業会、(一社)日本自走式駐車場工業会、(一社)日本パーキングビジネス協会の5団体共催にて、令和8年新春駐車場研修会を開催いたします。

- 日 時 令和8年2月6日(金) 13時30分～15時30分(予定)
- 場 所 オンライン研修
- 講 演
1. 「駐車場政策の最近の動向」
講師：国土交通省 都市局 街路交通施設課
主査 大塚 駿 様
 2. 「火山噴火時の交通への影響予想について」
講師：国立研究開発法人 防災科学技術研究所
火山防災研究部門長・上席研究員 藤田 英輔 様
 3. 「世界に見るETC駐車場」～その事業効果～
講師：ETCシステム株式会社
代表取締役 片山 賢治 様
- 参 加 費 無料
- そ の 他 東京駐車協会との共催

■ 令和8年春季駐車場研修会のご案内

- 日 時 令和8年3月6日(金) 11時～18時30分(予定)
- 場 所 大手町パークビル、三郷IC周辺、首都圏外郭放水路(予定)
- 内 容
- ・ロジクロス三郷(2026年8月竣工予定)の計画概要説明(三菱地所(株)物流施設事業部)(予定)
 - ・三郷IC周辺の大型物流施設群の外観視察(予定)
- 参 加 費 16,000円(税込)
- そ の 他 東京駐車協会との共催

■ 新会員のご紹介

ペアポイントアジアパシフィック株式会社

■ 会社紹介：

ペアポイントアジアパシフィック株式会社(“ペアポイント”)は、英ボーダフォンと住友商事が設立したIoTサービス事業会社DABCO Ltd(本社：ロンドン)の日本法人です。クルマに決済機能を搭載し、駐車場や給油サービス利用時に精算機に立ち寄ることなく車内での決済を可能にする「車載決済サービス」の実現・普及を目指しています。

所在地：東京都千代田区神田神保町2丁目11番15号2F

代表者：馬場俊朗

問合せ先：info.japan@pairpoint.io

ペアポイント会社紹介：<https://pairpoint.io/ja/>

■ 事業紹介：

弊社が提供する車載決済サービスは、クルマのナビ画面と連動することで車内で決済を完了させることが出来るサービスで、現在大手自動車会社様とサービス実現に向けた検討を進めております。

ドライバーが車載ナビで目的地設定を行う際に、近隣の車載決済対応駐車場(図1)を表示し誘導します。精算時には車載ナビに車室番号を入力することで(図1)、事前に登録したカード情報を利用して自動的に決済が完了します(図2)。駐車場事業者様での追加ハードウェア投資は不要です。自動車会社様の顧客基盤との連動による誘客、駐車体験向上による利用率拡大、及びキャッシュレス化促進による運営効率化に貢献することを目指します。さらに、ボーダフォンの通信技術を活用することで、高いセキュリティを担保し、安全・安心なモビリティ体験を実現します。

■ 駐車場事業者の皆様へ：

ペアポイントは、未来のモビリティ社会を見据えて、決済システムの提供にとどまらない総合的なドライブ体験の向上を目指してまいります。新たな送客手段の獲得や駐車場運営の効率化を同時に実現できる機会を皆様と検討できればと思います。よろしくお願いたします。

<図1：車載ナビの駐車場表示画面>



<図2：車載ナビの決済完了画面>



株式会社スペース二十四

■所在地：名古屋市中村区日比津町二丁目2-8

■代表者：吉川 幸孝

■事業紹介

スペース二十四は1996年より名古屋にて時間貸し駐車場の機器開発、運営管理を開始。2010年より業界の先駆けとして前払いチケットパーキング運営システム(屋号…チケパ)を確立させ、現在は東北～中国地方まで全国で約1400か所を運営しております。

現状に満足せず日々試行錯誤とブラッシュアップを重ね、駐車場に関わる方々にご納得いただける運営システムをご提供いたします。

■前払いチケットパーキングシステム『チケパ』

2006年6月に施行された道路交通法改正による違法駐車取締業務の民間委託の追い風を受け、時間貸し駐車場業界には多くの企業様が新規参入され、限られた運営可能エリアの中で過当競争を繰り返す群雄割拠時代に突入しました。

この様な状況において中堅～小規模の運営会社様の安定した駐車場運営継続を目指し、弊社がこれまでに培った精算機開発や運営ノウハウを集約させ開発した時間貸し運営システムです。

これにより都市部での過密競争を回避し、比較的安価な賃料相場の郊外駅前や住宅地など運営エリアを格段に広げることが可能となりました。

更に低売上かつ遠隔地でも採算性の良い駐車場運営を可能とする為、不正駐車管理システム・キャッシュレス対応(PARKING PAY)・売上に応じた管理最適化(機器機材リサイクル活用・施工簡素化・地場管理者採用)など、業界を先駆けて前払い式に特化した運営システム確立に取り組んでおります。

弊社はこの運営管理システムを一社独占せず、同業の運営会社様や土地オーナー様・管理会社様に提供させていただきます。



会社HP：<https://info.space24.co.jp/>

お問合せ：<https://info.space24.co.jp/contract>

■ 委員会報告

○委員会が下記の通り開催されました。

「総務委員会」

開催日：令和7年11月12日(水)

方 法：オンライン

議 題：70周年記念行事と通常総会の地方開催について

協会HPリニューアル費用について

「調査研究委員会」

開催日：令和7年11月28日(金)

場 所：全日本駐車協会会議室+オンライン

議 題：キャッシュレス精算に係る調査報告書について

会員駐車場調査について

その他

「企画委員会」

開催日：令和7年12月9日(火)

場 所：全日本駐車協会会議室+オンライン

議 題：令和7年秋季駐車場研修会振り返りについて

令和8年新春駐車場研修会について

令和8年春季駐車場研修会について

令和8年秋季駐車場研修会(海外)について

70周年記念行事について

その他

「広報委員会」

開催日：令和7年12月12日(金)

場 所：全日本駐車協会会議室+オンライン

議 題：PARKING第252号振り返りについて
PARKING第253号目次案について

PARKING第254号以降目次案について

ホームページリニューアルについて

(機関誌電子化等)

ホームページの運用状況について

会員宛てメールの発信状況について

その他

■ 諸会議等報告

<一般財団法人道路新産業開発機構>

・ISO/TC204/WG19国内分科会(第41回)

令和7年12月1日(月) オンライン会議

■ 会員動静

[入会]

(地区会員)

○会員名 木屋尾 愛(千葉駐車場協会)

住 所 千葉県船橋市

(個人につき以下省略)

入会日 令和7年12月1日

[退会]

(地区会員)

○会員名 川口 絵実(千葉駐車場協会)

住 所 千葉県千葉市

(個人につき以下省略)

退会日 令和7年10月31日

(賛助会員②)

○会員名 株式会社道都警備(札幌駐車協会)

代表者 我妻 和文

所在地 北海道札幌市白石区菊水二条2-2-12

退会日 令和7年10月6日

(賛助会員②)

○会員名 株式会社NAKAMURA(東京駐車
協会)

代表者 中村 弘二

所在地 東京都品川区上大崎3-6-4

退会日 令和7年12月11日

<表紙題材募集のご案内>

事務局では、機関誌「PARKING」に掲載する表紙題材の提供を募集しています。以下の様な駐車場に係る情報がございましたら、是非ご連絡をお願いします。

- ・新規開場した駐車場や既存駐車場リニューアル事例等
- ・駐車場に関連する新築ビル、商業施設等

《連絡先》

一般社団法人全日本駐車協会 ☎ 03-3528-8305 e-mail: info@japan-pa.com

<全日本駐車協会 会員メールアドレス提供のお願い>

当協会から会員の皆様宛の情報発信手段は、年4回の機関誌PARKING・ホームページ及び郵送に加えて、タイムリーかつ確実に届ける連絡手段としてメールを活用しています。

メールアドレス未登録の会員の方は、ご担当者及びメール配信希望者のメールアドレス等をご提供いただきたくお願い申し上げます。記入票等につきましては下記担当者までお問合せ下さい。

一般社団法人全日本駐車協会事務局
e-mail: member@japan-pa.com 電話: 03-3528-8305 FAX: 03-3528-8306

担当: 山ノ井、船津

PARKING

2026年 第253号

<非 売 品>

2026年1月25日印刷 2026年1月30日発行
編集兼発行人 一般社団法人全日本駐車協会
一般社団法人東京駐車協会
東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル地下1階
TEL 03(3528)8305
FAX 03(3528)8306

印刷・製本 (株)エスティ・トーニチ

謹 賀 新 年

一般社団法人全日本駐車協会

会 長 木 村 恵 司
副 会 長 竹 歳 誠
〃 富 山 修 一
常任理事 齋 野 五兵衛
〃 城 阪 勝 喜
〃 菅 原 甚 一
〃 須 藤 憲 一
〃 江 戸 耕 介
〃 三 野 武 彦
〃 永 井 京 子
〃 湯 川 雅 史
〃 依 田 耕 治
〃 戸 嶋 和 夫
専務理事 荒 井 昭 雄
常務理事 中 村 修 和

事務局 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル地下1階
電 話 03(3528)8305
F A X 03(3528)8306

一般社団法人東京駐車協会

会 長 木 村 恵 司
副 会 長 竹 歳 誠
〃 湯 川 雅 史
常任理事 松 澤 壮 一
〃 加 藤 久 喜
〃 江 戸 耕 介
〃 増 岡 真 一
〃 久 保 田 浩 二
〃 三 野 武 彦
〃 上 條 恵 二 郎
専務理事 荒 井 昭 雄
常務理事 中 村 修 和

事務局 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル地下1階
電 話 03(3528)8305
F A X 03(3528)8306

一般社団法人大阪駐車協会

会 長 城 阪 勝 喜
副 会 長 菅 沼 健 太 郎
〃 小 川 潔

〒552-0004
大阪市港区夕風2-17-13
新日企業ビル401
電 話 06(6577)6788

札幌駐車協会

会 長 遠 藤 隆 三
副 会 長 水 落 隆 志

事務局 札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センター6F
電 話 011(232)5554

謹 賀 新 年

山 形 駐 車 協 会

会 長 齋 野 五 兵 衛

事務局 〒990-0042
山形市七日町2-7-2
株式会社ひろあき
電 話 023(642)7741

仙 台 駐 車 協 会

会 長 菅 原 甚 一
副 会 長 増 渕 多 俊
ク 松 坂 卓 夫
ク 西 井 俊 正

事務局 〒980-0803
仙台市青葉区国分町二丁目11-8
MSCビル9階
TEL・FAX 022(266)1801

福 島 県 駐 車 協 会

会 長 三 浦 修 一

事務局 〒960-8043
福島県福島市中町7-17
ふくしま中町会館2階
福島市観光開発株式会社内
TEL 024(521)2552 FAX 024(521)2551

新 潟 駐 車 協 会

会 長 富 山 修 一
副 会 長 大 塚 善 紀
専務理事 山 崎 太

事務局 〒951-8066
新潟市中央区東堀南通6番町1058番地1
新潟駐車場株式会社内
電 話 025(223)1164

高 崎 駐 車 場 協 会

会 長 大 田 部 功

事務局 〒370-0849
高崎市八島町110-21
一般財団法人高崎市都市整備公社(内)
電 話 027(327)6719

埼 玉 駐 車 協 会

会 長 中 村 茂
副 会 長 久 保 田 一 男
ク 小 谷 野 堅 太 郎

事務局 埼玉県さいたま市大宮区
吉敷1丁目50番地
会 計 橋 本 直 子
電 話 048(641)2369 FAX 048(641)5376

千 葉 駐 車 場 協 会

会 長 須 藤 憲 一

事務局 〒260-0045
千葉県千葉市中央区弁天1-30-10
TEL 043(216)3211 FAX 043(287)6779
URL <http://www.chiba-pa.org/index.php>

横 浜 駐 車 場 協 会

会 長 永 井 京 子
副 会 長 吉 田 泰 治
ク 細 野 徳 重
ク 宮 代 宗 之

〒220-0011 横浜市西区高島2-12-6
ヨコハマジャスト1号館3F
横浜新都市センター株式会社内
TEL 045(453)2614 FAX 045(453)2617

謹 賀 新 年

静 岡 県 駐 車 協 会

会 長 稲 葉 一 匡

事務局 静岡市葵区紺屋町 17 番地の 2
稲森パーキング本社内
電 話 054(254)5448

名 古 屋 駐 車 協 会

会 長 依 田 耕 治

事務局 〒453-0801
名古屋市千区太閤三丁目 1 番 18 号
名古屋KSビル12階
株式会社エスカ 駐車場部内
TEL 052(452)1181
FAX 052(452)1670

兵 庫 県 駐 車 場 協 会 連 合 会

会 長 宮 浦 栄 太 郎
副 会 長 藤 岡 義 己

〒650-0031 神戸市中央区東町 123 番地の 1
貿易ビル 905 号
TEL 078(321)6321
FAX 078(321)6323

岡 山 駐 車 協 会

会 長 藤 井 一 也
副 会 長 田 中 礼 一 郎

岡山市中区西川原一丁目1-9
（南エフ・プラン内）
TEL 086(272)5334
FAX 086(272)4506

福 岡 駐 車 協 会

会 長 戸 嶋 和 夫

福岡市中央区渡辺通五丁目 14 番 12 号
南天神ビル10階 中央地所株式会社内
電 話 092(751)1711



謹 賀 新 年

株式会社 エステイ・トーニチ

代表取締役社長 永 澤 剛

東京都江東区越中島2-1-30
STビル2F
電 話 03(3820)0545

新宿駅西口駐車場

株式会社 小田急ビルサービス

代表取締役社長 菅 澤 一 郎

〒160-0023
東京都新宿区西新宿1丁目西口地下街1号
電 話 03(3342)8117 FAX 03(3342)1477

柴田ビル駐車場

カホウ産業株式会社

代表取締役 柴 田 眞理子

東京都千代田区内神田2-6-4
電 話 03(3256)1031 FAX 03(3256)1037

神田駐車業組合

理 事 長 柴 田 明 雄

事務局 東京都千代田区内神田1-14-6
(南福利久内)
電 話 03(3293)7466
F A X 03(3293)7469

株式会社 銀座パーキングセンター

西銀座駐車場
(銀座・外堀通り地下に平置700台)

代表取締役 渡 邊 覚

東京都中央区銀座7-2-6
電 話 03(3572)5201代
<http://www.nishiginzaparking.co.jp>

株式 株式会社 サンケイビル

代表取締役
社 長 飯 島 一 暢

東京都千代田区大手町1-7-2
電 話 03(5542)1300

株式会社サンシャインシティ

代表取締役社長 脇 英 美

東京都豊島区東池袋三丁目1番
TEL 03-3989-3321(代表)

首都高速道路サービス株式会社

代表取締役社長 三 原 真 一

〒103-0027
東京都中央区日本橋3-11-1
HSBCビルディング2階
営業第一部 駐車場営業課
TEL 03-6262-3914 FAX 03-6262-7124

謹 賀 新 年

「優良駐車場認定」

新宿サブナード駐車場

(地下駐車場400台／二輪車駐車可能)

新宿サブナード株式会社

代表取締役社長 広畑 義久

東京都新宿区歌舞伎町1-2-2
電話 03(3354)6111
<https://www.subnade.co.jp>

神田西口駐車場

有限会社 スカイ・ガレージ嶋屋

代表取締役 加藤 久喜

東京都千代田区内神田3-3-12
電話 03(3254)4082 FAX 03(3293)7469

株式会社 ^{スズ} 鈴 ^{カズ} 和

代表取締役 後藤 義明

東京都豊島区南池袋2-16-8
電話 03(3590)1009

ダイビル株式会社

代表取締役 社長執行役員 丸山 卓

大阪 大阪市北区中之島3丁目6番32号
〒530-0005 電話(06)6441-1932
東京 東京都千代田区内幸町1丁目2番2号
〒100-0011 電話(03)3506-7441
URL : <https://www.daibiru.co.jp>

株式会社 鉄鋼ビルディング

代表取締役社長 増岡 真一

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
電話 03(6630)2800(代)

東英興産株式会社

(第一東英パーキング)

代表取締役社長 大家 正光

〒101-0053
東京都千代田区神田美土代町7-4
東英美土代ビル4階
電話 03-3292-1041 FAX 03-3292-0370
<https://www.toei-kosan.com/>

株式会社 ^{トゥ} 藤 ^{キユウ} 久

TOKYU PARKING / BUILDING

代表取締役 後藤 英夫

本社 〒171-0022
東京都豊島区南池袋2-25-5
藤久ビル東五号館14階
電話 03(3971)6243

東京ガレージ株式会社

代表取締役会長 三野 武彦
代表取締役社長 小清水 琢治
取締役 石田 琢生
取締役 小林 成成
取締役 和泉 崇彦
相談役 小清水 琢磨
監査役 本多 紀雄

東京都千代田区永田町2-14-2
山王ランドビル4階
電話 03(3504)0610(代)
FAX 03(3504)0626
URL <http://www.tokyo-garage.co.jp/>

謹 賀 新 年

株式会社 東京交通会館

東京交通会館パーキング(地下2.3階)

取締役社長 細 包 憲 志

東京都千代田区有楽町2-10-1

株式会社東京流通センター

代表取締役社長 有 森 鉄 治

〒143-0006

東京都大田区平和島6-1-1センタービル

電 話 03(3767)2111(代表)

F A X 03(3767)2053

H P <https://www.trc-inc.co.jp/>

株式会社虎ノ門実業会館

代表取締役社長 河 村 恭 臣

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-20

電 話 03(3591)5371

株式会社ナリマック

代表取締役 名古路 勝 彦

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-13-7

名古屋ビル9階

電話03(3291)0464

日本ガレージサービス株式会社

代表取締役会長 三 野 武 彦
代表取締役社長 小 清 水 琢 治
常 務 取 締 役 伊 藤 健 太 郎
相 談 役 小 清 水 琢 磨
監 査 役 本 多 紀 雄

東京都千代田区永田町2-14-2山王グランドビル4階
電 話 03(3504)0610(代) FAX 03(3504)0626

U R L <http://www.tokyo-garage.co.jp/>

丸ノ内ガラーヂ株式会社

(新東京ビル駐車場)

取締役会長 松 田 三四朗

取締役社長 荻 野 寿 人

<http://www.chushajo.co.jp>

東京都千代田区丸の内3-3-1

電 話 03(3212)4721(代)

F A X 03(3212)4725

三井不動産株式会社

代表取締役社長 植 田 俊

東京都中央区日本橋室町2-1-1

三菱地所株式会社

執行役社長 中 島 篤

東京都千代田区大手町1-1-1

大手町パークビル

謹 賀 新 年

三菱地所パークス株式会社

代表取締役社長 吉 田 恭 彦

〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1
新青山ビル東館16階
TEL 03-5413-4351

三菱地所プロパティマネジメント株式会社

取締役社長 久 保 人 司

〒100-0005
千代田区丸の内2-2-3
丸の内仲通りビル2階
TEL 03-3287-4111

八重洲地下街株式会社 ヤエチカパーキング

代表取締役社長 窪 田 弘 美

ホームページ
<http://parking.yaechika.com/>

東京都中央区八重洲2-1
八重洲地下街中1号
電 話 03(3271)4111

柳屋ビル屋上駐車場

柳屋ビルディング株式会社

代表取締役 外 池 洋 隆

東京都中央区日本橋2-1-10
電 話 03(3272)1441(代)

松栄ホールディングス株式会社



代表取締役会長 城 阪 勝 喜

〒552-0011
大阪市港区南市岡2丁目10番17号
TEL 06-6582-0101(代)
FAX 06-6582-0104
<http://www.shoei-group.com/>

望月ビル株式会社

代表取締役 望 月 敬 夫

大阪府豊中市庄内東町2-2-2
電 話 06(6331)0115

遠藤興産株式会社

取締役社長 遠 藤 隆 三

〒060-0062
北海道札幌市中央区南二条西
四丁目4-3 狸上るビル5階
TEL 011-221-0456(代表)

松栄東口第一・第三駐車場
名掛丁駐車場
松栄東口第六・第八駐車場



松 栄 不 動 産 株 式 有 限 公 司
松 坂 商 事 株 式 有 限 公 司

仙台市宮城野区榴岡一丁目2-8
電 話 022(295)5080(代)

代表取締役 松 坂 卓 夫

謹 賀 新 年

タイショーパーキング(東二番町角)

取締役社長 西井俊正

事務所 仙台市青葉区一番町2丁目2-5
電 話 022(223)2654

ダイコクパーキング(仙台駅東口)

取締役社長 西井俊正

電 話 022(225)0580

三浦ビル商事(株)

(有)三浦商店

みうらガレージ

代表取締役 三浦修一

福島市新浜町3-4
電 話 024(534)2080

新潟駐車場株式会社

代表取締役社長 富山修一

〒951-8066

新潟市中央区東堀前通六番町1058番地1
電 話 025(223)1164

株式会社 マサキ管理サービス

代表取締役 中村 茂

埼玉県川口市並木2丁目13番8号
電 話 048(252)8101
F A X 048(252)0740
HP : <http://www.masakikanri.co.jp>

株式会社須藤ビル

千葉ゴールデンパーキング

代表取締役 須藤 憲一

千葉市中央区弁天1-30-10

電 話 043-254-5422

FAX 043-287-6779

URL <https://www.sudo-biru.co.jp>

Eメールアドレス info@sudo-biru.co.jp

静岡委託商事有限会社

稲森パーキング

取締役社長 稲葉一匡

静岡市葵区紺屋町17番地の2

電 話 054(254)5448

<http://www.inamori-parking.com>

株式会社エスカ

エスカ駐車場

代表取締役社長 依田耕治

〒453-0801

名古屋市中区村区太閤三丁目1番18号

名古屋KSビル12階

電 話 本 社 052(452)1181(代)

駐車場 052(452)1185

株式会社エンゼルパーク

代表取締役社長 塩谷剛史

名古屋市中区栄三丁目16番10号先

電 話 052(261)5746(代表)

エンゼルパーク駐車場

矢場公園駐車場

謹 賀 新 年

株式会社セントラルパーク セントラルパーク駐車場

代表取締役社長 伊藤 貴 宣

〒461-0001
名古屋市東区泉一丁目23番36号
NBN泉ビル5階
電 話 本 社 052(961)6111(代)
駐車場 052(951)0051

株式会社東海放送会館

アートパーク東海(駐車場)

代表取締役社長 祖父江 茂 樹

名古屋市東区東桜一丁目14番27号
電 話 052(972)0805

株式会社ユニモール ユニモール駐車場

代表取締役社長 古橋 明

〒450-0002
名古屋市中村区名駅四丁目5番26号
電 話 052(586)2511(代)

株式会社イーエスプランニング



代表取締役 藤岡 義己

〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル9階
TEL 078-362-2512 FAX 078-362-2515

綾杉不動産株式会社

綾杉立体駐車場

代表取締役 中尾 卯 作

〒810-0001
福岡市中央区天神1丁目15番22号
電 話 092(751)1310

紙与産業株式会社

代表取締役社長 渡邊 與之
〒810-0001

福岡市中央区天神1丁目12-14
紙与渡辺ビル10F
電 話 092(721)4531

紙与パーキング大名
紙与パーキング店屋町
紙与パーキング駅三

九州勸業株式会社

代表取締役社長 太田 禎 郎

電 話 092(291)8291
F A X 092(281)7383

福岡市博多区店屋町8番24号

センターパーキング
ニューセンターパーキング
駅東パーキング
交通センター前パーキング

中央地所株式会社

取締役会長 戸嶋 弘 一
取締役副会長 戸嶋 和 夫
代表取締役社長 戸嶋 太 一

南天神パーキング
グラウンドパーキング

福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号
電 話 本 社 092(751)1711
パーキング 092(781)3713
<https://www.chuo-estate.co.jp>
E-mail:info@chuo-estate.co.jp

謹 賀 新 年



お 礼

会員の皆様方に謹賀新年の名刺広告の協賛につきましてお願い申し上げたところ、多数の方々のご理解を賜りました。誌上をお借りし、厚く御礼申し上げますとともに、今後もご協力のほど宜しく願い申し上げます。

一般社団法人全日本駐車協会

都内で駐車場を運営されている方へ 駐車場案内標識のご案内

一般社団法人東京駐車協会では、駐車場への案内をスムーズにし、「うろつき運転」を減らすことを目的として、都内で駐車場案内標識設置のお手伝いをしております。

公道への設置

- ・道路占用許可をはじめとする各種許可を得て、公道上(主に歩道)に駐車場案内標識を設置することができます。

申請は協会が

- ・必要な申請手続は東京駐車協会名で協会スタッフが行います。

設置工事は協会が

- ・規格に則り、施工会社、行政機関との調整を含めて当協会が設置工事を取り進めます。

会員料金

- ・東京駐車協会の会員であれば、諸費用や保証金に会員料金の適用があります。

助成金

- ・公益財団法人東京都道路整備保全公社による助成金制度を利用し、助成金の交付を受けることができます。
(交付には条件がありますので、当協会までお問い合わせください。)



反射式駐車場名入り



反射式駐車場名なし



内照式

駐車場案内標識は、東京駐車協会の会員以外の方でも設置することができ、現在約400本の標識が都内に設置されています。

是非お気軽に当協会までお問い合わせください。

〔駐車場案内標識に関するお問い合わせ先〕

一般社団法人東京駐車協会

担当者：坂口 sakaguchi@japan-pa.com

TEL：03-3528-8305

伸びゆく丸の内と、
いつもいっしょに。
丸の内パークイン

「丸の内パークイン」として
20カ所・約4,700台の
広域駐車場を運営

since
1960

1960年 日本初の地下駐車場開業



PARK-IN
丸の内パークイン

<https://www.marunouchi.com/information/parking/>
Tel.03-3212-0808

飲酒運転は法律で
禁じられています。

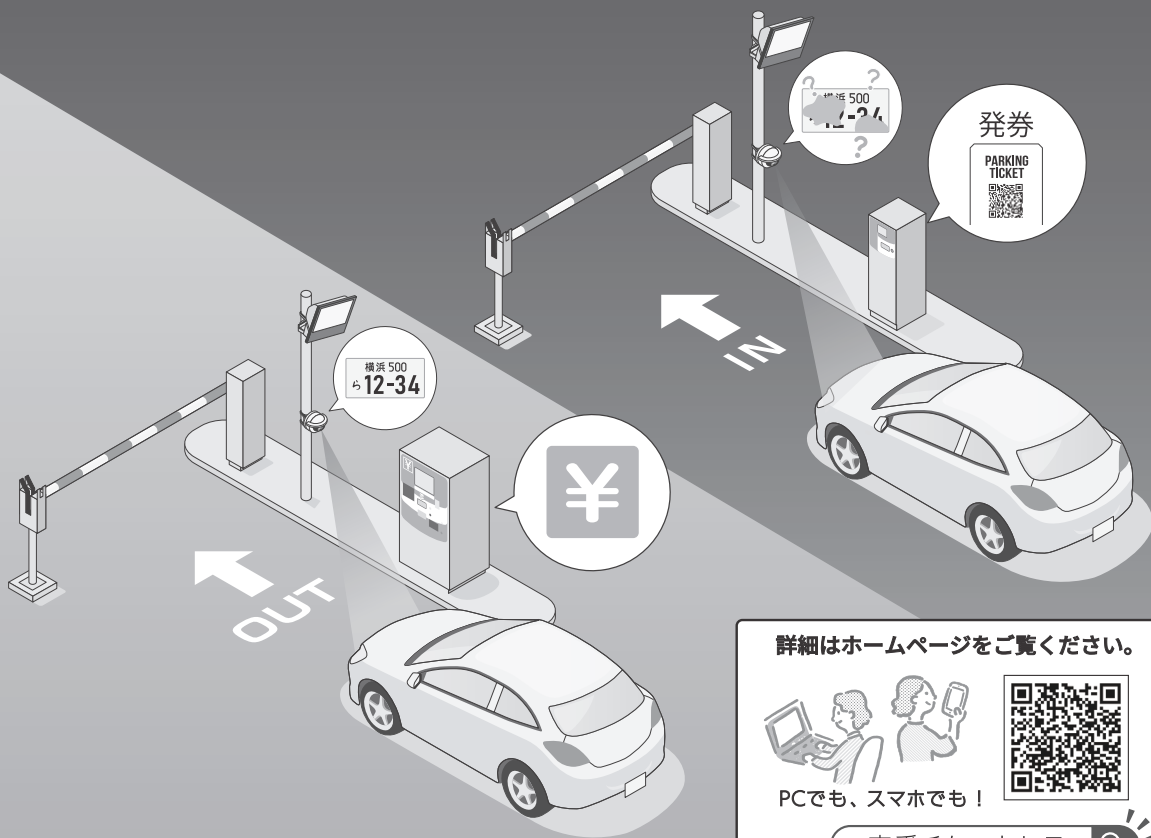
Drunken Driving Prohibited by Law.



Time & Air
AMANO

車番チケットレスシステムが

良いとこ取りのハイブリッドシステムへ



駐車場・駐輪場のお悩み、ぜんぶに応えます。



駐車場クラウドサービス



Parking Web



調査・分析

開発設計

システム構築

設置・工事

保守メンテナンス

管理受託

経営受託

 **アマノ株式会社**

神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
(045) 439-1516
<https://www.amano.co.jp/Parking/>